

平成28年第4回太子町議会定例会（第463回町議会）会議録（第2日）

平成28年6月6日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

会議に出席した議員

1番	長谷川 正 信	2番	玉 田 正 典
3番	神 南 隆 司	4番	中 薮 清 志
5番	堀 卓 史	6番	藤 澤 元之介
7番	首 藤 佳 隆	8番	福 井 輝 昭
9番	森 田 眞 一	10番	平 田 孝 義
11番	吉 田 日出夫	12番	服 部 千 秋
13番	井 村 淳 子	14番	橋 本 恭 子
15番	中 島 貞 次	16番	清 原 良 典

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	森 文 彰
書 記	清 水 美 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	三 輪 元 昭	経 済 建 設 部 長	八 幡 充 治
教 育 次 長	木 村 和 義	財 政 課 長	森 川 勝

（開議 午前10時00分）

○議長（清原良典） 皆さんおはようございます。

平成28年第4回太子町議会定例会（第463回町議会）におそろいで御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回太子町議会定例会（第463回町議会）を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（清原良典） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いをします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。

7番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、大きく1番です。義務教育における保護者負担を考える。

日本国憲法では、第26条で教育を受ける権利、教育の義務をうたい、学校教育法の第34条で教科用図書その他の教材の使用について定められ、教科書以外の教材の使用を認めている。しかしながら、教科書の無償化以外の給食費や修学旅行費、補助教材等の保護者負担額は増加傾向にあるのが現状ではないだろうか。

また、地域における経済格差や個人所得差が拡大する中で、教育の機会均等を図る上において、義務教育段階で給食費や修学旅行費、また補助教材等の保護者負担が社会問題化され、これらの解消に向けて市町村が補助する動きが全国的に広がってきていることも事実である。

地方創生という時代を迎え、太子町においても人口ビジョンでは、人口1,000人当たりにおける出生率が1.69（2010年度）という現在の合計特殊出生率を、今後約30年間で2.10（2040年以降）にまで引き上げる目標を掲げ、太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、結婚・出産・子育ての希望に応える環境づくりを行うとうたい、「子どもたちの笑顔があふれ、太子の未来を担う人をつくる」ことを基本目標の2つ目に定めました。

しかしながら、この総合戦略においては全国ほとんどの自治体の子育て世代を呼び込むために同様のプランを打ち出し、今後ますます子育て世代に優しいまちづくりを掲げる市町村が競い合わなければならない中で、太子町としても何らかの施策を講じる必要があります。近隣自治体と同じような施策を行っていくことも大事なことでありますが、太子町ならではのきらりと光る独自の施策を打ち出すことこそ、教育環境が充実した太子町をアピールできる1つであると考え、次の質問をいたします。

1つ目、小学校・中学校に入学する場合にかかる新1年生の保護者負担の詳細について伺います。

2つ目、給食費や部活動費、またPTA会費等の保護者負担の詳細について伺います。

3つ目、小学校・中学校において学年及び教科ごとに補助教材はどれぐらい購入し、どのように活用しているかを伺います。

ただいまの3つの具体的な質問を踏まえ、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、教育環境の充実を目標にしたきらりと光る施策として、次の1点を提案いたします。4つ目です。

学力向上に適切な数量も吟味した上で、小学校・中学校への入学時にかかる補助教材の保護者負担を無償化することはできないでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 4点御質問がありましたので、順番にお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、小学校・中学校に入学する場合にかかる新1年生の保護者負担であります

が、小学1年生につきましては制服、体操服、靴類などで2万3,000円ほど、中学1年生につきましては制服、体操服、靴類、かばんなどで、男子が5万5,000円ほど、女子が4万4,000円ほどになります。なお、この金額は学校から指定されるものを購入するもので、衣服類は1着のみの金額であります。よって、小学生のランドセルや小・中学生の文房具類、教材費、例えば絵の具等などありますが、実際使用はいたしますが、学校で統一されていないものは準備品に含まれておりません。

2点目ですが、今年度の給食費につきましては、幼稚園が1食当たり239円、月額3,900円。小学生が1食当たり253円、月額4,200円、中学生が1食当たり314円、月額4,600円でございます。

部活動につきましては、所属する部により、活動を行うために必要なウェアや用具、消耗品が異なること、大会、練習試合などの頻度によって負担が大きく異なり、保護者の負担も一概に幾らと申し上げることはできません。

P T A会費につきましては、幼・小・中それぞれの単独P T Aで決定しておりますが、月額200円から300円の間が会費となっております。

3点目ですが、補助教材につきましては、小学校では毎月1,500円から2,000円程度、中学校では毎月3,000円程度集金させていただき、各教科に必要なドリルや補助教材を購入して学期末に精算しております。

活用につきましては、教科にもよりますが、教科書による指導を補完するものや実技指導に不可欠なもの、観察、実験などに必要なものなど、各学校に有益適切なものと判断したものを購入しております。

最後に4点目ですが、補助教材につきましては先ほど申し上げたとおり、各小学校では毎月1,500円から2,000円程度、中学校では3,000円程度集金させていただき、最低限必要な各教科のドリルや補助教材を購入し、学期末に精算しております。

小学校・中学校への入学にかかる補助教材の保護者負担を無償化というお尋ねでございますが、1年生が他の学年と比べ補助教材が特段多いというわけではなく、各学年同程度の補助教材費でございますので、1年生だけ無償化ということは考えておりません。また、入学に当たり必要な準備物、例えば制服や体操服などは先ほど申し上げたとおり、小学生では2万3,000円ほど、中学生では4万4,000円から5万5,000円ほど必要となります。これにつきましては、要保護、準要保護世帯に対しましては入学準備金などで、ある程度保護者負担の軽減を図っておりますので、全ての保護者に対し一律保護者負担の軽減を図るのではなく、子供の貧困対策や福祉的施策として考えるべきものと思っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 3月議会など予算委員会のほうでも、新1年生の保護者負担の金額はお尋ねさせていただいたんですが、なかなか書き取れなかったものですから今回再確認しておりますが、答弁してもらった金額というのが、小学校が1年生に入るとき2万3,000円程度、中学校が男子が5万5,000円ほど、女子が4万4,000円ほどというふうになっているわけですが、その金額というのは、例えば近隣の市町村、姫路市さんであるとかたつの市であるとか、当然姫路市は制服がございませんから、小学校。その分安いんだと思うんですが、その辺近隣と比較されたことはありますでしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 他市町と比較を行ったことはございませんが、確かに今議員がおっしゃいましたように、姫路市の小学校のように制服の着用がないところに比べますと、制服分は高

いと思われます。ただ、その他の経費につきましてはどの市町も大体同程度とっております。  
以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 例えば、いろいろ調べてると学校間で違うというような市町村もあるわけなんですけども、町内の4つの小学校、2つの中学校では、当然小学校なんかは制服違いますよね。そういったところから金額に——先ほど2万3,000円程度とおっしゃいましたけど、4つの小学校、2つの中学校の違いはどうなんでしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 多少の金額の差はあろうかと思えますけど、ほぼほぼ制服に関しましてはどこも同じような金額だと思っております。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 全員が買わなければいけないものというのが、小学校1年生で2万3,000円、中学校1年生、男女平均して5万円程度が出ていく中で、実際には保護者側からすると、小学校1年生ならランドセルを買わないといけない。中学校1年生、自転車通学だったら自転車が必要。部活の子も自転車を使いますよね。私も経験上の話ですけど、ランドセルだったらセイバンの天使のはねとか、自転車を買うんだったらアルベルトというやつが、子供の間でこれ買おうなという約束のようなものができて、暗黙の了解で非常に高額な——アルベルトという自転車なんか、もう6万円、7万円、8万円の世界なんです——そういったものを子供にせがまれて買わされているというところもあります。ランドセルなんかは、おじいちゃん、おばあちゃんが入学祝いということで買われている御家庭も多くあるとは思いますが、そういった中で出費というのが1年生の段階では非常にやっぱり高額になっているのかなというのが、全国的な流れなんです、その辺は認識していただいたらと思います。

2つ目ですけど、先ほど給食費の金額がそれぞれ出てきて、幼稚園と中学生が金額が違うのは当然かと思えます、量が違いますからね。その辺はあれなんですけども、町内には4つの幼稚園、小学校、2つの中学校のメニューがあるんだと思うんですが、今幼稚園と中学校が同一で小学校が別というメニューで、1日そういった作り方をされてると思うんですが、幼稚園、小学校、中学校、給食の回数というのは違いがあるんでしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 現在の給食センターの調理機器ですけども、全ての幼稚園、小学校、中学校を同じ献立にいたしますと、調理機器の処理能力が追いつきませんので、議員がおっしゃったように、幼稚園と中学校、それと小学校の2種類の献立で提供を行っております。

平成28年度の給食予定回数なんですけども、幼稚園は年163回、小学校は183回、中学校1、2年生につきましては163回、中学校3年生につきましては143回となっております。給食回数につきましては、学校園長、PTA、教育委員会、養護教諭、栄養教諭、給食センターで組織されております学校給食会におきまして、学校園の行事等を考慮して回数のほうを決定しております。

以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 ちょこちょこ保護者の方からお聞きすることがあって、夏休み前であるとか冬休み前のときに、長期休暇の前なので中学校は小学校と比べて給食が早く終了する形になっていることがあるんですけども、もう少し終業式のぎりぎりまで給食が出ないやろうかというお声を聞いたりします。実際に、学校評価を見てると、太子東中学校の学校評価の中で、保護者の方から給食が終わるのが早いとかというアンケートの回答が複数ございました。そういったところから

も、給食を中学校の子供たち、何とかもう少し終業式近くまですることは可能なんではないでしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 年間給食回数につきましては、各校園の事業計画に基づきまして給食回数を算出して、すり合わせを行った上で決定しております。学期末の給食につきましては、特に中学生の給食が早く終了いたしますが、これは個別面談の実施などによるものであり、終業式直前までの給食の提供は困難であると思われまます。また、仮に個別面談等を工夫して給食後に生徒を帰宅させることが可能となった場合におきましても、給食回数が増えて、毎月の給食費が多分5,000円を超えることとなりますので、その点もしんしゃくして慎重に判断していかなければならないものと思っております。

以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 当然、個別懇談とか定期考査とかあるわけですから、その辺で回数が少ないんだとは思いますが、そうですか。5,000円を超えてくるとなると、逆に親の出費が多くなるので、その辺慎重に保護者の方にまたアンケートなんかとられてみたりして、考えていただければなというふうには思います。本当にそういった声が多いので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

部活動費は、今ばらばらというふうにおっしゃったんですけど、部活動に関しては当然必要な用具、個人が使うもんじゃなくて全体で使うようなものは、学校振興費か何かから出てるんですよ。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） ある程度、共通的なものは町のほうでも予算措置をしているかと思ひますが、いわゆる個人の道具となるようなもの、これにつきましては高額なものもありますけども、それも一応個人負担ということになっております。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 当然、スポーツによっては高い道具等そろえないといけないものもあつたり、部活によっては強いところだったら遠征とかいっぱい行つたり、練習試合に行くという場合があるんだと思ひます。当然そういったところでも出費が重なっていくのかなというのがありますけども、その辺は多分親御さんはもう納得されてるのかなというふうには思ひますが、その辺いろいろお声を聞いて、また質問することもあるかもわかりませんので、お願ひします。

きょうはそんなに触れませんが、こういった給食費であるとかP T A会費であるとか、いろんなものを全国的に公会計にされてるところが増えてきているということもあるんで、その辺私も研究した上でまた質問したいなと思ひますんで、研究のほうもしといてください。お願ひします。

3つ目ですけども、補助教材。実はきょう補助教材が中心でお話を進めていくわけなんですけど、小学校で1,500円から2,000円、1年生ですよ。中学校1年生が月に3,000円ぐらい。月々おっしゃったんですけど、単純に12カ月掛けたらよろしいんでしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） はい、そのとおりでございます。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 ということは、小学校1年生の段階で2,000円と考えたら2万4,000円、中学1年生で3万6,000円というふうな金額になるということですね。その中には当然、先ほどのドリルとか補助教材等々、ワーク類だと思ひます。そういったものが含まれてくるんだと思ひます。

すけども、補助教材として1点確認したいんですが、中学校1年生の段階で英和辞典というのは購入されてるんですか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 英和辞典につきましては、学校として辞典の購入はお願いしておりません。教科書の巻末に、教科書に出てくる英単語は一応掲載しておりますので、英語の授業においては辞書を使用することはないというふうに聞いております。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 今、英語の辞書を使うことがないんだというふうにおっしゃったわけなんですけど、実際にこれ中学校1年生の教科書をコピーしたものなんですけど、辞書の使い方というページがあるんですね。今お見せしてるのは2になってますけど、当然2があるんだから1があるわけなんですけど——きょう持ってきてるかな、ありました。辞書の使い方1というのがあって、37ページですから多分期末テストの範囲ぐらいだと思うんですけど、実際にこれ教科書の中で辞書の使い方というのがあって、辞書を持ってなかったらこのページの授業って成り立ちませんよね、ということがあったり。あと実際に、今英語のクラス、ALTさんが入られて国際という時間があると思うんですけど、それ間違いないですね。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） はい、そのとおりでございます。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 これも中学校1年生の子からちょっとコピーさせていただいたんですけど、国際というALTさんの時間、当然教科書——今ニューホライズンだったかな、1年生——とは違う授業なんですけども、そこでこうやって宿題が出てるんですね。単語をずっと書きましようという宿題が出てます。意味も調べるといふ欄があるんですけど、教科書に載ってない単語があるんですね。そういった場合、英和辞典がないと調べようがないのかなというふうに思うわけなんですけど、その辺は把握されてますか。

○議長（清原良典） 次長。

○教育次長（木村和義） ちょっと詳しいことについては聞いてはいないんですけども、ALTが教科書以外のものを使って授業をされるということになりますと、確かに辞書が必要になってくるとあるのかなとは思いますが。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 議員の中には英語の詳しい方もいらっしゃいますけども、やっぱり英語を伸ばすためには辞書を引くというのはすごい大事なことなのかなというふうに私も思ってますんで、その辺やっぱり何らかのことを考えないといけないのかなというふうに思います。お兄ちゃんやお姉ちゃんがおったって、ある家庭もあるとは思いますが、私の経験上からいうと、なかなか辞書を引くという子供たち、見たことが余りないんで、最近。その辺、また学校のほうとも相談して確認していただければと思います。

あと、今教材等がすごい量が多いんだと思うんです。平日で6時間授業のときに、当然6科目の教科書、教材を持って子供たちは通学してるわけなんですけど、一回はかってみたことがあるんです。そしたら10キロぐらいなんですね。10キロのかばんを片手に提げてますけど、太子東中学校の子だったら徒歩通学ですよ。太子西中学校の子も自転車に乗りますけど、10キロったら相当重たいと思うんです。特に、新1年生とか女の子、矢田部の子なんかだったら物すごい歩いて通学しないといけないと思うんですけど、その辺の認識というか確認とか、その辺はどうですか。

○議長（清原良典） 次長。

○教育次長（木村和義） 近年、教科書等がA4判化され学習内容がボリュームアップしたことによって、かばんが重くなっているということについては、我々も認識しております。学校においては、従来の手提げ、または肩かけ式のかばんから背負い式のかばんに変更するなどしまして、通学しやすいものにしたことをしております。

また、なるべく持ってくる荷物というの減らすということを踏まえまして、補助教材のうち、その中でも通常は学校において持ち帰らなくてもいいよというようなものは、ある程度生徒のほうにもお知らせをして、かばんの軽量化には努めていくところではございます。

以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 先ほど、持ち帰らなくてもいいよというふうなことを学校のほうからも指導されてるということですけど、太子西中学校の子なんかを見てたら、毎日ワーク類を持っていきますけど、それで今のとちょっと違うかなと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（清原良典） 次長。

○教育次長（木村和義） 一応、持ち帰らなくてもいいということではございますが、それはやはり生徒さんによって、それを持って帰って自宅でも使うというようなこともございましょうし、全てがそのとおりになっているかどうかということまでちょっと確認はしておりませんので、若干我々の思っているところとは違うかもしれません。

以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 うちの子供の話をする、かばんにずっと入ったままというところもありますから、重たいのにおまえ出せよというふうなことも話したことがあるんですけども、恐らく中藪さんなんかもそう感じられてると思います。本当にかばん重たいです。補助教材、毎日毎日そうやって学校へ持って行って、また持って帰ってというのが、本当に学校で補助教材を授業のときに出してるのかなというふうなことを子供に聞いたことがあるんですけど、いいや出さへんと、ずっとかばんに入ってるというようなことを言っていましたんで、その辺ちょっと確認していただいて。やっぱり10キロって重たいですからね。その辺をいろいろ改善のほうをお願いできたらなというふうに思います。

その補助教材ですけど、学年とか科目によってはかなり補助教材があるんだと思います。その辺が本当に有効に使われてるのかどうかということも懸念される場所なんですけど。

ここに、今年度の1年生の1学期の中間テストの範囲を、ちょっとコピーして持ってきたんですけど、例えば英語だと教科書何ページから何ページが範囲です。しかし、その後にペンマンシップ、縦横ドリル、ジョイフルワーク、語順トレーニングという4つの教材がテスト範囲になっています。ほかにも社会科なんかもう物すごい、学習ノートや地図帳や地理の学習や資料集や白地図や白プリントやというふうに、ずらっと並んでます、テスト範囲。義務教育というのは、当然教科書は無償ということになってますけども、実際にこれ補助教材がテスト範囲になっていることは、授業で使われてるから範囲になっているというふうに把握はするんですが。先ほど補助教材、余り出したことがないかという、例えば学校に置いていいんだ、家に持って帰らなくていいんだ、だったら、こういった補助教材、勉強するときに余りないのかなというふうに思うんですが、その辺は把握されてますか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 補助教材はあくまでも補助教材であって、教科書を補完するものでござ

います。中学生ぐらいになれば、先生から言われずに自分で勉強して、その補助教材を使って新たなものを深化させていく、そのような授業がなされてたと思います。ですから、言われなければいけないというんじゃないくて、これから自分でその課題を見つけて、そしてその解決に向かっていく、そのような指導をされておりますので、ずっとかばんの中に入れておるといふようなことがあれば、もう少しその辺の指導の方法をまた考えていかなければならんじゃなかろうかなと思わうわけでございます。

以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 先ほど教育長のほうは、子供たちが自分で勉強するのが理想であるというお話ですけど、本当に理想はそういった形だと思いますけど、部活されてる子は部活で忙しいし、なかなか家庭で勉強する時間というのはないのかなというふうには感じます。そういったところ、学力向上みたいな話については、また次の機会に話は譲りますけども。実際に教材ということに関してですけど、今その教材重たいんですよという話、数が多いんですよという話は、全て何とか1年生の教材、補助教材ぐらい無償化にできないかという話の中でちょっと話をしてるんですけど。教材費というのが当然授業で使う副教材等の経費を総称して教材費というふうに定義することが多いというのは当たり前のお話なんですけど。日本のこの国では義務教育費国庫負担法というのがございました。教材費の国庫負担というのは、1953年から1985年まで32年間続いて、その当時は補助教材というのは、教職員の方の旅費とか退職手当とともに、国庫負担で全部されてたんですね。1985年で制度が変わって、こういった補助教材というのは教職員の旅費とか退職手当とともに地方交付税交付金に変更されて、それが公費として予算計上されてくる流れになっております。交付金ですから、一般財源のために全てが教材費として使われているわけではないんで、その辺が保護者負担金が増えてるといふ要因の1つになってると、これはもう事実なんだろうと思います。

最高裁の凡例なんかもいろいろあるわけなんですけど、昨今ずっと見てきていると、自治体レベルで独自に条例を制定して、学校給食費や教材費、また修学旅行費なんかも公費負担にしている自治体さんが近年本当に増えてます。そういった中、例えば近くだったら、相生市さんが2011年から学校給食費は無償化されました。一番早いというか、日本で一番有名なところが山梨県早川町というところが、2012年には全ての義務教育費を無償化されました。給食費も教材費も修学旅行費も全て町の負担だと、公費だといふ自治体も増えてます。

相生市さんもそうですけども、そういったところというのは、実は人口減少で子供の数が減ってるんで、子育て施策としてされてるといふパターンなんだと思うんです。それに対して、子育て施策というよりも、少子化対策じゃなくて、本当に教育の施策として補助教材費等々を無償化されてるといふ自治体もあります。大きく施策的には違いますよね。少子化対策、子育て世代のための施策じゃなくて、本来の教育の充実ということ掲げた自治体、例えば人口が太子町なんかよりもっともっと多いところ、東京都のベッドタウン、東京都府中市とか神奈川県海老名市、これは本当に人口何十万人というベッドタウン、子供の数もすごい多いところ。そういったところが、東京都府中市の例を挙げると、過重な保護者負担を避けることや公費、私費負担の区分などについて、文書が教育長名で出されてます。そこには副読本やワーク、テスト、教科用実習材料、原稿用紙や白地図、木工材料などが原則として公費から負担するという旨が教育長名で出されてます。保護者にも公費、私費の区分をはっきりと示されてるんですね。例えば、私費でどうしても購入してくださいというのが、音楽の鍵盤ハーモニカとかリコーダーとか、当然自分の口でしたりするから、ほかの子と共通にはできませんよね、そういったもの。あと、図工



の水彩用具だとか体育の運動着とか、そういったものは私費だと。でも、それ以外の補助教材は教育環境を整えようということで、ワーク類とかも全て公費です。これ神奈川県海老名市。府中市は全学年やられています。そこまで来たら当然予算にかかわりますから、大きな金額になると思うんですけど、神奈川県海老名市は、昨年度から——この入学ということに関して補助教材の金額はそんなに多くなくても、ランドセル買わなあかん、自転車買わなあかんということで、大きな金額になりますよね。そういったところから、補助教材だけでもせめて教育環境を整えるという意味で無償化してるという施策をとられた海老名市、といった例もあります。

そういったことから、どんなお考えをお持ちですか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 市町の財政規模もあろうかと思いますが、今首藤議員が言われました教育の充実というような言葉は何なのかなというふうに今考えておりました。公費でその補助教材を縛ってしまえば、例えば現場からこの教材が欲しいんだというようなことが上がれば、いや、こちらのほうで決めてほしい。いや、これが欲しいんだというたら、いや、予算はこうとってるんだというようなことが多分に起こることが可能だと思います。そうじゃなくて、現場の子供を見、生徒を見、その力、評価、実力を見ながら、この教材がこの学級に、この子に一番合ってるんだと、これが一番よく伸びるんだと、指導者が一番よくそれを理解してるわけでございますので、その子の一番成長の幅を伸ばす意味で副教材というものは使われております。ですから、与えるものでなくて、現場が選ぶもんだという、そして余りにも過度にならないように、学年単位または管理職が管理しながら、その上限を決めたり、ちょっとこれは行き過ぎじゃなかろうかなというものを調整しながら学校経営をやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 教育長の今のお話は理解できるところが十分があるんですが、例えば太子東中学校、太子西中学校の学校評価を見ると、補助教材については1カ所も触れてませんよね。こういった学校評価というところは、実は文科省のほうからも通知があるんだと思うんですけど、補助教材についても分析はしなさいという通知が出るはずです。そういったところをやっぱり保護者の方にも聞いたり、生徒から聞いたりして、補助教材、実はテスト前に答えを写して提出しただけやとか、そういったお子さんも多いと思いますんで、その辺はまたいろいろお話しさせていただいたらというふうに思います。きょうは、補助教材の学力面に関しての話はちょっと置いてという形になるんですけども、私がきょう補助教材、1年生分だけでもというお話をしています。実は、補助教材1年生分だけという話以外にも考えられることがあると思うんです。例えば、茨城県日立市は50年前からランドセルを無償で配ってます。それを受けて、茨城県内では多くの市町がランドセルは家計に重荷になるということで、無料配付されてます。この茨城県流れを受けて、近くだったら大阪府摂津市とかも小学校1年生のランドセル、いいランドセルです、6年間使える立派な形のもを無償配付されてるといったことを考えられてるところもあります。ランドセル以外にもいろんな形でされてる自治体——考えてらっしゃいますわ。制服を公費負担されてるところもあったりしました。

そういったことで、この補助教材の無償化以外にも何か考えられることがあると思うんです。義務教育が本来無償化の流れにするということ、これ国のほうの予算がないから仕方なく公費負担が少なくなってるという流れは事実だと思うんで、太子町独自で何か、きらりと光る施策、考えられないかというところなんですけども。今教育委員会も再編されて、教育総合会議のトップは今首長である町長なんですけど、町長、その辺お考えいかがでしょう。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（北川嘉明） 先ほどから首藤議員の質問をお聞きして、最初質問を出されたとき、どうしているのかを考えておられるのかなというのは正直感じたところであります。

人口の、すなわち子供たちの奪い合いにならないような施策をしていかなければならないなと思っております。そういった中で、先ほどもきらりと光るという言葉が使われました。2番手、3番手じゃなしに、やはり兵庫県西播磨でこれはというものを議員さんの意見や保護者の意見を聞きながら進めていくのがベターなんかなと思っております。

いろんなもの、何でもかんでも無償というのも、また一方では考えていく必要があると思っております。ですから、先ほど言いましたように、いろんな方、学校の現場の先生方や保護者、また議員さんの意見を聞きながら、太子町らしいものをつくっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 町長のほうから、2番手、3番手じゃなくていち早く何かできるようなことを考えていきたいということでありまして、来年度もしくは再来年度、義務教育の保護者負担が、何らかの形で太子町のきらりと光る政策が出てくるものだと信じて、次の質問に移ります。

大きく2つ目です。美しくすがすがしいまちづくりにカラスは要らない。

五、六年前から、11月から翌年の2月末ごろにかけて、朝方と夕方決まった時間帯に太田地区の東西を走る国道179号線沿いや、東保交差点の南北にカラスの大群が押し寄せるようになっており、周辺道路や屋根などにふん害や悪臭が生じ、周辺住民や商店主さんなどから多くの苦情が寄せられるようになっております。

この東保交差点周辺は、太子東中学校生徒の通学路でもあり、東西南北ともに町内で一、二を競うほど交通量が多く、町内の人のみならず、町外の人にも触れやすいところでありまして。太子町はカラスが多い、カラスが多過ぎて気味が悪い、ふんの跡が汚い、臭い、そういった評価が下されては太子町のイメージダウンとなります。そこで、今シーズンこそは冬が来るまでに何らかの対策を考えておくべきだと強く思ひ、次の質問をします。

1つ目、カラスの大群が出没し始める11月ごろに向けて、即効性のある短期的な対策を考えるべきではないでしょうか。

2つ目、カラスとの知恵比べになるとは思ひますが、太子町からカラスがいなくなるようにする根本的かつ長期的な対策を考えるべきではないでしょうか。

以上、お願ひします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 2点続けてお答えさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、カラスは朝早くねぐらを出て、夕方日暮れ前まで食べ物を探します。非繁殖期である秋から冬にかけて集団が大きくなり、町内においては11月ごろから翌年2月末ごろまで、議員御指摘のとおり国道179号線と県道上太田鶴線との交差点周辺に、朝夕ほぼ決まった時間に集合し、電線や店舗の看板にとまり、ふんを落とされています。カラスの個体数が多いこともあり、特に電線の真下にある歩道には集中してふんが落ち、においも伴っており、この場所が店舗が集中し町内での交通の要衝である交差点であることから、対策が必要であることは承知してあります。

今のところは、関西電力（株）に電線にカバーをかけてもらい、カラスが電線にとまりにくくするといった対応をとっていますが、設置後、カラスはカバーのかかった部分を避け、看板や屋

上にとまり、そこでまたふんを落とすといった状況で、とまる場所を移動させたというぐらいの効果しか認められておりません。少し時間がたちますと、カバーの上にもとまっているカラスも見受けられました。もっと効果的な対策をと調べたところ、調教訓練されたタカをカラスの大群が集合し始める時期、その群れに向かって放ち、カラスを追い払うという方法で効果が上がっているという事例がありました。

食物連鎖の頂点に立つタカはカラスが最も恐れる存在であり、これまでカラスが安全だと判断し、群れていた領域をタカが飛び回り威嚇することによって、この場所は安全ではないという危機感をカラスに植えつけることによって戻ってこられないようにするという駆除方法で、即効性のある短期的な対策ではないかと期待できます。また、調教訓練されたタカを使つての駆除ですので、周辺の皆様に御迷惑をおかけすることなく実施できるとも聞いております。

今年も昨年同様、カラスの群れの出現が予測されます。実施につきましては細かく検討していきたいと考えております。

2点目ですけれども、根本的かつ長期的な対策はということですが、空を飛び、非常に観察力と学習能力の高いカラスを相手に、これまで多種多様なアイテムが考案され使用されてきましたが、一時的に追い払えるものの、すぐにもとどおりになってしまい、効果絶大と言えるものはないようです。また、電線にとまりにくくするといった対策も全ての電線に施せるものでもなく、捕獲等についても鳥獣保護法による縛り、あるいは捕獲等が可能になったとしてもその費用は多額でありながら、その後生息数が意外にも減らないといった状況で、費用対効果が低いといった報告もあります。やはり、根本的な対策となりますと、食べ物が得られなくなることがカラスの個体数を減らすのに一番の方法であることから、時間はかかりますが、カラスの餌となる生ごみの対策に尽きるのではないかと考えます。

餌となる生ごみをカラスに食べさせない対策。太子町ではごみ集積場には対策として、集積したごみ袋にネットをかぶせてカラスがつつけないようにする対策が既になされていますし、飲食店にもカラスが生ごみをあされなくする対策を指導しております。しかし、カラスの行動範囲を考えますと、餌は町内だけではなく、周辺の市町にまで飛んで探していると考えられます。周辺の市町でも、既にカラス対策のネットが設置されているようにも聞いております。本町における啓発をさらに進めながら、ほかの市町でもカラスに対するごみ対策についての啓発に御協力いただけるよう依頼したいと考えております。さらに、カラスの習性等の理解を含め、実効性のある対策を検討するために、カラスの研究をされている専門家に御教示いただくことも考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 今シーズンはタカを飛ばしてみるというふうなお話があったんですけど、テレビでも何度も見たことがあります。佐賀県武雄市には、女性のタカ匠さんが、若い女性がいらっしゃって、東京かどっかで飛ばしてテレビでやってましたね。ほかにもいろんなところでタカを飛ばしてという実験をされてるところがあるようです。やっぱり即効性があるんだと思います。食物連鎖というお話もありましたけど、日本ではやっぱりタカが一番の鳥になるわけですから、飛ばしてみるというのはすごくいいことだなというふうに思うんですけど、1羽飛ばすだけなんではないでしょうか。東保の交差点のところのカラスを見たら、去年なんかは恐らく1,000羽ぐらいおったん違うかなと思うんですけど、タカが1羽飛んできただけで、カラスの大群に逆にやられるとか、そういったこともあるかもわからないですけど、テレビではカラスがタカを攻撃してましたから、その辺、1羽だけ飛ばすのか、1回だけ飛ばすのかとか、その効果的なこと、費用のこと

もあるんでしょうけど。1回飛ばしただけで、その日は逃げるかもわからんけど、次の日になったらまたいっぱい来てるとかじゃあ話にならないと思うんで。その辺、細かいことはこれから検討されるんでしょうけど、そういったところはどいったお考えでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） タカを飛ばすに当たりまして、いろいろと勉強をさせていただいたんですけども、1回、2回、それも間隔をあけてとか、そういうやり方ではまずカラスのほうも学習能力もありますので、多分逃げないというか、また帰ってくるだろうと思います。そこで、カラスを撮っておりますビデオというのがありますので、それをタカ匠のほうに見ていただいて、果たしてタカが何羽ぐらいで攻撃すればいいのかというのを検討してもらっても当然あります。それと、カラスがもうここにはタカがいて、自分たちは近寄ると危ないんだという意識を植えつけなければならないという部分からいうと、到底1回、2回では対応できないだろうと考えております。少し話を聞いてみますと、最初は例えば1週間のうちに半分ぐらい、3日間ぐらい飛ばして、カラスの寄ってくる状況を見ながら回数を減らしていくとかという、そういうことを考えております。ただ、費用が1回幾らというような形でかさんできますので、その辺は一番効果的な方法はないかというのをもう少し詳しく相談してやっていきたいと考えております。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 1回幾らぐらいかかるんですかと聞きたいとこですけど、その辺はきょうは聞きませんが、効果があると思いますんで、ぜひ何回か飛ばしていただけるように予算を組んでいただければなというふうに思います。

実際にタカを飛ばすということであつたら、ニュース性も話題性もあると思うんですけど。例えば飛ばすときにテレビの取材に来てもらうとか、太子町がカラス対策をすごい頑張ってるというふうなことをアピールするためにも、そういったことも同時に考えたりはしてますか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） タカを飛ばす専門の業者が大阪にあるんですけども、そこで打ち合わせをさせていただく中で、一度はデモンストレーションをやりましょうかというお話を聞いております。委託関係の契約が調うようになりましたら一度——これはちょっとどうかわかりません。近くの住民さんに集まっていただいて、タカを飛ばして、こういうことをやっているんだというようなことをお知らせするという方法も1つはあるのはあるんですけども、実現するかどうかはわかりませんが、いろいろと周りにも対策はさせてもらうんだということをお伝えしながら、タカを飛ばすということに御理解をいただきたいと思います。報道関係のほうにつきましては、果たしてどうなのかなとは思いますが、その辺についてはまた今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 これまでも、ふんが汚いということで相談に行って、一緒に見に行かせてもらったりして、細かい道具もこんなあるからどうやとということで実験もしてもらったこともあるんですけども、なかなかやっぱりカラスは賢いで、本当にタカが効果があるということがわかるようであれば、住民の方にもお知らせする、太子町はこういった対策に取り組んでいるということをお知らせすることも大事だと思うんで、その辺は予算のほうとあわせて検討のほうをよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

実際に、東保の交差点付近、(株)うしまるさんのとことか(株)ユニクロさんのあたり、黄色いカバーがついてますよね。あれ随分長くつくようになったんですけど、先ほどもおっしゃっ

たように、つけたその日は効果があっても、もう翌日にはカラスがとまってるみたいなことも聞いてますので、黄色いやつが増えて何か異様な光景になったなというふうにも感じないこともないんで。タカを飛ばす以外、黄色いカバーをつける以外に、何かほかには即効性のある対策はないんですか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） いろいろ小物類というんですか、カラス撃退商品「カラスなぜ逃げる？」とか、そういったものをベランダに置いたらどうかとかというような情報なんかもありまして、試しに買って来てやってみたんですけども、やはりその場は光のかげんでぱっと逃げてしまうんですけども、しばらくするとまたすうっと戻ってくるような形で、追いやるといって、来なくなるという対策というのはなかなか今のところは思いついてはおりません。

以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 全国いろんなところでカラスで困っている自治体もあるようで、正直僕もいろいろ調べてみましたが、本当その場限りの効果があるような小物というんですか、そういったものはあるみたいですけども、タカ以外やっぱりないのかなというふうに話を聞いて感じましたので、ぜひ財政課のほうも予算が上がってきたら、きちっとカラス対策に予算をとってもらえるようにお願いしときます。

即効性のあるという対策以外に、長期的な目で見えていったときに、先ほどほかの市町、近隣の市町にもごみステーション等の対策を啓発してくださいというふうなことでお話をされるということでしたけども、実際に姫路市さんとかたつの市さんのごみステーションの様子はどうなってますかね。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 少し問い合わせをしましたところ、太子町につきましては約400カ所あるステーションのうち、場所的にちょっとどうしても無理というところは一、二カ所あるようなんですけども、それ以外はほぼできておるといような状況です。それと同じような状況が、たつの市御津町、揖保川町あたりがほぼ太子町のような形でされてると。ただ、旧龍野市内につきましては、まだそこまでは普及はしてないということです。ただ、姫路市につきましては1万2,000カ所のごみステーションがある中で、実際対策されているというのはほんまに1割あるかないかという、そういうところだとは思いますが。カラスが昼間に数時間の間飛んでくるというのが、結構距離がいけるといいますので、その辺姫路市のほうにもこういう啓発はできないものかということをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 今のお話だと、やっぱり姫路市のほうがまだまだ対策——ネットとかされてないようなので、ぜひとも「太子町カラス困るとんや」ということで、お話のほうを持って行って、強く要望していただいて対策できるように、ぜひとも話し合ってもらって。やっぱりカラスの餌場となるごみステーションがゼロになるように、みんなでやりましょうよと。それも播磨中枢拠点都市ということで一緒にやってるわけですから、その辺お願いしていただきたいなというふうに思います。

2番目の最後のほうで、専門家の教示を受けていきたいというふうなお話もされたんですけど、以前に産業経済課の課長に兵庫県立大学にカラスの研究をされてる先生がおってやと思うんで、その辺1回聞いてみたらということを行ったことがあるんですけど、その辺、兵庫県立大学

にもいっちゃうんだと思うし、県立の人と自然の博物館、あそこにもカラスの研究されてる先生がいっちゃうと思います。そういった方に1回状況を見ていただいたりしてということも考えられてはどうでしょうか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 御意見のほうを参考にさせていただいて、やっていきたいと思えます。最初に少しはお話はさせていただいております。ただ、どういうふうな形で最終的にカラスの対策をしていくんやという方針がまだ町のほうにできておりませんでしたもんで、その辺の対策の方針をもう少し固めてから話を正式に持っていかせてもらえたらなと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 そういった専門の先生、本当に我々なんかと比べたらすごい知識を持ってらっしゃると思うんで、カラスの生態からやっぱり根本的なことを対策することが大事なんで、お話を進めていっていただければなというふうに、これは多分、大学の先生に来てもらおうと思ったら予算もかかるんだと思いますんで、予算をしっかりあげていただいて、財政課のほうもよろしくをお願いします。

それ以外に、全国いろんなところを調べてみたら、今カラスと対話するドローンをつくりたいとかというふうな研究をされてる方もいっちゃうようです。岩手県盛岡市のほうでは、GPS-TXというやつで、GPSを使ってカラスの対策に取り組んでらっしゃるところもございませぬ。このGPS-TXというやつを使うと、カラス以外にも鹿とかイノシシとか猿とか、そういった鳥獣対策にもなるようです。実際に実験が始まって効果を出されてるというところが出てきましたんで、この辺も研究してみて、カラス以外の対策でも太子町は鹿とか対策しないといけないと思うんで、こういったものがあるようなので、この辺も研究していただきたいなというふうに思いますが、その辺いかがですか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） どういうものかちょっとよくわからない状態ではおるんですけども、また研究のほうはさせていただきたいと考えております。

○議長（清原良典） 首藤議員。

○首藤佳隆議員 またこれ資料を持って行きますんで、研究のほうを続けてしてください。お願いします。

最後になります。太子町第5次総合計画政策6で、美しくすがすがしいまちづくりをうたっているわけですから、現状のカラスの大群は本当に不気味で異様な光景が広がってます。カラスのふんも、以前は白いふんだったのが、何を食べ出したのか、もう人間と同じようなものを食べてるんだと思うんで、黄色いふんに変わってます。黄色いふんに変わってるということは、臭いです。本当に周辺の商店の方とか、今住宅の屋根にもふんがいっぱい落ちてるという状況なんで、太田地区のあの辺の方、本当に困ってらっしゃいますんで、ぜひとも美しいまちを取り戻すためにもカラス対策を徹底していただきたいということを強くお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（清原良典） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次に、平田孝義議員。

○平田孝義議員 おはようございます。

10番日本共産党平田孝義、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1つ目の介護保険制度について、介護保険制度の中での要支援1、2の人への給付サービスな

ど、市町村の手がける事業へと移行になりました。具体的には、予防訪問介護、予防通所介護の2つのサービスですが、地域支援事業に設けられ、介護予防・日常生活支援総合事業へと移り、2015年介護保険制度改革の概要による下記の4項目について、現在どこまで太子町としては進んでいるのか。

(1)介護予防・日常生活支援総合事業の全体像は。(2)本町に課せられた新たなルールについて何か特別なものがあるのか。(3)医療・介護の連携を強化するための施策など。(4)認知症対応の新事業も全ての市町村が行うが、この件についてはどうなのか。これまで介護制度については何度も御質問しております。そういう中で、内容がかなり複雑でありますので、簡単明瞭に回答をいただきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 1番から順番に御説明させていただきます。

太子町におきましては、平成28年3月より新しい介護予防・日常生活支援総合事業に順次移行しております。まず1番目ですけれども、新しい総合事業の全体像としまして、まず予防訪問介護に当たる訪問型サービスとして訪問介護相当サービス、緩和基準サービス、住民主体によるサービス、短期集中サービスを設けております。サービスにつきましては、訪問介護相当サービスは認知症などにより身体介護や常時見守りが必要な人、緩和基準サービスは法改正前から訪問介護を利用しており、引き続き家事援助が必要な人、住民主体によるサービスは有償ボランティアが行う、主に掃除や買い物など、簡単な家事援助が必要な人、短期集中サービスは鬱や閉じこもり、低栄養などで保健師等の訪問が必要な人を対象としております。

次に、もう1つあります予防通所介護に当たる通所型サービスですが、通所介護相当サービス、緩和基準サービス、短期集中サービスを設けております。サービスにつきましては、通所介護相当サービスは認知症などにより身体介護や常時見守りが必要な人、緩和基準サービスは法改正前から通所介護を利用しており、引き続き通所介護が必要な人、短期集中サービスは地域のいきいき百歳体操などへの参加を目標とした筋力アップが必要な人を対象としております。

訪問型及び通所型の短期集中サービスが平成28年3月に開始し、6月から訪問型及び通所型の現行相当及び緩和基準サービスが開始となります。

また、訪問型の住民主体によるサービスである高齢者ファミリーサポートいきいき太子の協会員研修を6月に開催することとしております。研修終了後、夏ごろよりサービス提供開始の予定でございます。

高齢者が安心して自立した日常生活を送るため、一般介護予防事業——いきいき百歳体操などですけれども——を含め状態に応じた支援をしていきます。

2番目です。本町で特別なサービスといたしますか、他市町での取り組みが少ないサービスとしまして、短期集中サービスがあります。これは、介護予防・日常生活支援総合事業対象の方で新規に通所サービスを希望される方にはケアマネジャーと相談し、短期集中サービスで3カ月から6カ月リハビリを行い、生活課題を改善し、終了後は地域のいきいき百歳体操への参加、あるいは自立した生活を目指すといった取り組みでございます。

3点目ですが、医療と介護連携につきましては平成24年よりたつの市・揖保郡医師会及び歯科医師会、薬剤師会、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、龍野健康福祉事務所、たつの市、そして太子町の代表が定期的に会議を持ち、研修やグループワーク、情報交換などを行って連携強化に努めております。

4点目です。認知症対策につきましては、予防対策として出前講座で話をしたり、早期発見対策として物忘れ相談を実施しております。地域で見守り支え合う取り組みへの対策として、認知

症サポーター養成講座の実施や、太子町高齢者等徘徊SOSネットワーク事業、認知症カフェの支援等を実施しております。また、昨年度は巡回模擬訓練というものを行いまして、自治会を挙げて認知症によって徘徊をされているという役の方等にどう声をかけて、どう対応したらいいかという訓練のほうもさせていただきました。

以上でございます。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 今生活福祉部長のほうから1から4項目、いろいろと医療・介護について説明を受けたんですが、1についてもその後見守りとか、そういった入所型、ましてやまた訪問介護、そういう中で運用をやられてると。高齢者が安心して、いつまでもこの地で見守りながらおられるという感じでやられてとるということで今説明を受けたわけなんですけど、これも国からの政策であって、私がこれをどうするこうするじゃなくて、地方との、地域との連携とか、そういうことも気になりましたので、ちょっと聞かせてもらいました。制度改正では、概要としてまだほかに10ポイントあるわけなんですけど、介護者の方の入所を原則要介護3以下にとか、一定以上の所得者の負担を増やす、これもポイントの中に入ってます。それと、さらには介護従事者にかかわる資格や処遇改善についてなど、いろいろとこれポイント的にあるわけなんですけど、介護保険制度についてこれまで何度も質問しておりますから、内容的なことは、少しは理解はしてるんですけど、そこで1から4というのは、何でこう聞いたかというのは、現在ほかの自治体にそういったところで施設に要支援1、2の方が認定を受け、在宅介護を受けたりとかされてる人たちが今現在おられます。そういう中で、これ自治体単位になるわけなんですけど、この人たちの処遇は今後どうなるのかということをもまず1点目に聞いたかった分です。その処遇に対しては、これからどうなっていくんでしょうね、自治体単位となりますけど。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 太子町につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業を1年前倒して先行実施しております。他市町のほうでまだ実施されてないところもございますので、まずうちが一步先に実施したような流れになっております。

これまで利用されておられる方、そしてまた改めて町外の事業所を利用される方につきましては、基本的には利用者の方には以前と変わったなというようなことは、基本的にはないというふうに聞いております。サービスそのものにつきましては、ほぼ同じサービスになろうかと思いません。ただ、例えば姫路市、たつの市の方と一緒に太子町以外の事業所でサービスを受けられる場合に、総合事業への取り組みの違いで若干差は出ようかとは思いますが、利用者の方に不便とか、太子町はこうや、姫路市はこうだというようなことを——感じさせるという言い方は変ですけども——感じることは両者の方にはないと考えております。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 太子町は1年先取りで介護予防・日常生活支援総合事業をやられたということで、今現在僕が感じるころでは多分もう少なくなったと思うんですけど、太子町に住んでおられる何人かはやっぱり姫路市さんにお世話になってるということも聞いております。そういう中で、国の政策では地方は自治体で要支援1、2というのは、その自治体でやりなさいということが義務づけられてる関係で聞いたわけなんです、今の1つの質問は。そこで、今度これが、はっきり言って具体化されたときに、近隣自治体との連携がこれから先もとれるのかということをお尋ねしたいんですけど、そこはどうなんでしょうね。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 事業所につきましては、町からその事業所という形で依頼の



ほうはかけているような形にはなるんですけども、もともと他市町にある事業所についてはそのまちが管轄しておりますので、動向については随時把握し、両者の受け入れ関係については常に連絡し、協議は続けてきてますので、そういうことでこれまでどおりやっていきたいと考えております。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 今までどおりでいけるということですか。はい、わかりました。

それで、あと一点なんですけど、最後に介護保険制度がこれまでずっと、順を追って変わってきましたよね、連続的に。それで、財務省はこれからまた要支援1、2を含む要介護2以下の福祉用具レンタルについて、原則自己負担とし、保険給付の割合を大幅に引き下げるといった提案を財務省はしております。要支援1から要介護2までの利用者、これ全国で約110万人おられるそうです。そういった中で、影響を受けるとすると、これ調査報告なんですけど、太子町の方々にも影響が及ぶと思うんです。この件については、確認はされてるんですか。調査とか、確認というのは。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） こちらにつきましては、平成27年6月1日の財政制度等審議会の中で出てきた内容であろうと思います。こちらでは、次期の介護保険制度改革に向けて、いわゆる軽度者、先ほどおっしゃいましたように要支援の方、要介護1、要介護2相当の方に対する生活援助サービスの部分です、福祉用具の貸与などは原則自己負担、一部補助というような仕組みに切りかえるべきであるというような報告がなされたということは聞いております。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 これがまだ決定ということではないみたいなんですけど、介護保険では福祉用具レンタルなどは、これまで役割を本当に果たしてきたと言えるわけで、これ物ではなく機能だと思えますよ。例えば、自分の体を動かすのに、何らかがあればそれで助かるという。そういう中で、手すりや歩行器を使えば高齢者が24時間、家族やホームヘルパーのお世話も要らずして、自分で動けるということの中で、トイレなどほかの行動もできるということで、残された力を使って自立を促すという中で、生活の質を上げる価値も持っております。こういった中で、わずかな経費で自立を促進し、重度化を防ぐという、そういった自負的なものもありますんで、政府はここよう言われてる一億総活躍社会と、言われておりますが、福祉用具を使えなくして家族の介護負担が増えれば、当然これ離職することになることが起きるとい、そういったことも起きかねない。その上、そらボランティアや住民の助けに依存する施政だけを打ち出すだけではなくて、今の政策というのはそういった助け合いとい、お金をどんどんどん使用者に使わせて、そういうことでなく、今の福祉用レンタルなども継続して、今後どうあれ、介護者の立場になって、もちろん僕は太子町の年とった人のことを心配しておるんですけど、ぜひこれ、三重県などではこういったものを議会が承認して、国のほうへ意見書を出してると、そういうこともありますので、どうかこういうこともいろいろとこれから考えながら、介護者のために、やはり一生懸命やってやるという、そういう行政また議会の動きをとっていただけたらいいかなと思います。そういうことで、次の質問に参ります。

次は、2番、中学校卒業までの医療費完全無料化について。この件について、これまで中学校卒業までということは何度もこの場で立たせて言わせてもらっております。医療完全無料化助成は全国的に広がり、国、県、自治体に向けた運動、今後の課題として広がりつつあります。西播地域では、上郡町が今年度予算化、そして7月から実施、本町だけが実施されてないという、この件について、トップである北川町長にぜひお聞きしたいなと思っております。

(1)の児童福祉法第2条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定しており、児童福祉法の対象は18歳未満ですが、この辺についてどのようにお考えかということと、(2)の少子化対策は子供を産み、育てられる社会の早急な構築が必要不可欠で、心身の成長期にある子供に受診抑制が発生すれば、将来にわたって取り返しのつかない事態になりかねません。どの家庭に生まれても必要な医療が受けられるようにすべきです。そのために、中学校卒業までの医療費完全無料化が必要ではないかということで、毎度のことですが、今回は町長のほうに一言どうだということをお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（北川嘉明） 平田議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の1点目ではありますが、児童をどのように定義するかはその局面によって異なることがあり、児童福祉法においては、御指摘のとおり児童を満18歳に満たない者と定義しておりますが、制度によっては20歳未満の者、また18歳に達した後、最初の年度末までの間にある者などとするところもあると認識しております。

児童福祉の対象となる施策は、保育や健全育成など、全ての子供や家庭を対象とした施策から障害児、孤児、母子家庭児童や虐待など、特別なニーズを持つ子供や家庭への対応まで幅広く、医療費の助成事業については、小学校3年生までを対象とした乳幼児等医療費助成事業及び、小学校4年生から中学校3年生までを対象とした子ども医療費助成事業として、数ある福祉サービスの中の1つとして実施しており、特に児童福祉法の規定に基づき実施しているものでもございませんので、現在のところ、18歳までの助成拡大は考えておりませんが、その理念や原理は当然に相通ずるものがあると考えております。すなわち、児童福祉法では「全て児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定され、「全て国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」とし、その責任は保護者だけのものではなく、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とされています。

児童福祉施策は、その時々々の社会のニーズに合わせて改正すべきところは改正し、全ての子供に良質な成育環境を保証し、子供を大切に作る社会の実現を目指し、子供を中心に捉えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていくため、地域のあらゆる関係機関と連携し、協働を強化し、施策を充実させていくことが必要であると考えているところでございます。

2番目の質問ですが、福祉サービスは単年度で完結するものではなく、中・長期的に継続して安定的にサービスが提供できなくてはなりません。本町としましては、中・長期的な町財政へ与える影響を勘案するとともに、より重症化しやすい低年齢層への医療費助成に財源を集中させるという考え方のもと、今年7月より医療費無料化の対象年齢を、これまでの3歳未満から就学前までとさせていただきます。

少子化対策は全国的な課題であり、子育て支援策の一環として、医療費無料化事業を行う自治体が増えているものと理解しております。確かに、医療費無料化の対象年齢を拡大できれば、その分事業効果は大きくなりますが、その一方、子育て支援策は医療費助成のみでなく、保育サービスの充実、家庭での子育て支援、学校教育の充実など多岐にわたります。限られた財源を効果的に活用すること、他事業との比較、選択など、子育て支援策を総合的に検討する中で、現在は医療費無料化については小学校就学前までといたしております。ただ、これまでも多くの議員の方々から対象者拡大の御提言をいただいております。これまでも申してまいりましたとおり、施策というものは状況の変化に応じて適宜判断すべきものであり、無料化の対象年齢についても住

民ニーズを踏まえつつ、拡大の検討を行っているところであり、また国のほうでも国民健康保険の国庫負担減額調整措置について見直す方針であると聞いております。具体的な見直し内容は、年末の予算編成を待つこととなりますが、国民健康保険の運営主体に県が加わり、平成30年度より広域化されるなど、医療を取り巻く環境の変化にも目を向けつつ、引き続き財源の確保に取り組み、医療費無料化の助成対象者の拡大を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 北川町長に地方自治含め、児童福祉法を交えた中学校卒業までの医療費の完全無料化について、回答いただいたわけなんです。中身としては、財源、そういった中で今後検討しながら、いろいろな変化を見ながらということでありましたが、地方における子ども医療費無料化制度の到達点ですか、全国的に大きく進展しつつあります。当町においても、今年の3月予算化された就学前までの子供の医療費無料化についてですが、これまでの全国の2013年4月のデータを確認しますと、入院助成が100%、外来が98.7%になっております。ということは、もうほとんどの市町村で就学前までの子供さんたちというのは、これまで3年前からやられてるところが多かったということですよ。これから見ても、子供の医療制度については太子町としては随分遅れていることがわかりました。質問は中学校卒業までの助成ですが、西播地域においても太子町だけが取り残されたということで、当然都道府県による助成制度を基盤として、他の市町村がお金を追加して助成を行っていることに對し、理解は示すんですけど、確かに財源さえあれば、これはどこでも可能になることだと思うんです。それと、そのトップの心意気によってそれは実現するものだなということを感じたわけで、そこで質問ですけど、国保料が払えず、国保資格証明書を交付された世帯の子供たちが、医療を受けられるという中で、無保険者の子となっている実態が、これまで社会保障推進協議会ですか、そういったところなどの運動によって明らかにされて、この問題はマスコミとか国会などで大きく取り上げられて、国民健康保健法の改正が実現して、これによって多くの子供たちが救われたということです。

ただ、質問なんですけど、短期保険証が交付されても2割または3割負担が必要となります。この保険についてはどのようにお思いですか。最初僕言いましたように、病院に行こうと思っても、お金がない人は、やっぱり子供に辛抱せいということで抑制する可能性が出てくるんですよ。そういう中で、この問題についてはどうかという、短期保険証については、説明いただきたいんですけど。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 18歳未満の子供さんに関しましては、資格証明書が出る世帯であっても6カ月間の短期保険証のほうが出ております。それで、低所得者ということで負担金のほうも600円という形で、低く設定のほうはさせていただいております。

以上です。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 600円ということで、町のほうが補助によって負担されてるということで、それはべっちゃないんだということですけど、このお金が払えるんだったら何で無料化ができないのかなということを私はずっと疑問に思っていたんです。ほいで、4,000万円とか5,000万円とか言われますけど、計算したらそない年間要らないはずですよ。3,000万円ぐらいあったら多分いけると思うんですよ、計算からしたら。そういう中で、保険税が支払えないために資格証明書を交付された世帯が、この窓口負担を支払うのは困難ですという、これから見ても無料化は必要じゃないかと考える中で、私は質問しております。ほいでまた、方向変えてちょっと質問し

なくてはいけないことになったんですけど、2人で働きながら産み育てられる環境、ほいで経済的支援措置によって子育てをする女性の意識調査では、医療費の無料化を上げられた女性は45.8%、これは50%の女性の方が2013年3月に発表されたデータでは、これ内閣府ですけど、指標調査によるものですけど、これ出てるんですよ、50%近く。子ども医療費完全無料化は、これから見ても子育てに対する経済的負担の軽減に大きく役立つと。どこに住んでいても、子供は等しく大事に育ててもらえるという、こういった中で、感じとして無料化か600円だけですかという違いだけのことかもしれないけど、やっぱり独自の政策によって無料化というたら、ああ、太子町はちゃんとやってくれてんだなあという、いい評価を受けるんじゃないかなと思うわけです。これ見たら、太子町はこのような立派な庁舎を建てて、ほいで近隣の自治体は中学3年まで無料化になってると。ということになったら、医療費の無料化、果たして進展してなければ、当然当町としても自治体の役割として、これは重要じゃないかなと思うわけなんですよ。だから、ぜひこれは実施していただくということをお願いするものであります。

それと、これはここで言っているか悪いかは別なんですけど、今回町長選挙、他の2人が立候補するわけなんですけど、その方たちは公約では無料化をうたってますよね。だから、こういうことからして、ぜひ町長にはちゃんとした回答をいただけたらなということを思ったわけで、これ以上これも余りしつこく言うわけにもいかなから。じゃあ、町長、お願いします。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（北川嘉明） 先ほど御答弁させていただいたように、この平成30年度より県で国保が一本化されるなど、また平田議員も新聞を読まれてると思いますが、国民健康保険の国保負担減額調整措置についても、国も見直すというようなことを言っております。ですから、この問題はいろんな議員さんから質問を受けましたときに、今答弁いたしました2つの問題点を担当とじっくり研究なりをさせていただいております。

また、先ほど助成のお話も出ましたが、仮にこの問題を中学3年生——ある市では高校生までというふうなところも最近出てきてますが——するときは一億総活躍社会、また今女性もほぼ働くという時代になってきまして、所得制限を設けるのがいいのかどうかというのも一方で考えなければならぬと思ったりしております。わずかな人数ではありますが、やはり御夫婦で働いている家庭は、何ぼ中学3年生までにいたしましても、月800円、2回払わなければならない問題もあります。ですから、総合的に考えてやっていかなければならないというのが、私は根本的にあります。特に、何回も言います、平成30年の県の考え方をやはりしっかり踏まえた上で、次の施策に生かしていきたいと思っております。何もやらないとは私は言ってませんので、そここのところは議員さん、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 当然、国とか県の顔色を見れば、いろいろなことから考えればちょっと控えどころかという感じかなと思うんですけど、やはり少しのことですから、他の地域と歩調を合わせて、ある程度緩和するということも考えられたほうがいいんじゃないかなと思うわけで、そういうことをお願いしまして、次の質問に参ります。もう時間も余りないので。そういうことで、次に参ります。

3番は、雨水幹線の整備事業、調査計画についてですけど、これも本年5月14日揖保川水系での総合水防訓練、演習ですか、たつの市、揖保川の左岸河川敷において、いつか起きる水害に備えての国土交通省近畿地方整備局と兵庫県、姫路市、さらには宍粟市、たつの市、我々太子町もこれに参加され、さらに多くの参加機関、協賛また協力団体により大がかりな水防訓練が実施さ

れました。

近年、兵庫県の気象状況の変化を見ますと、多発する局地豪雨、これ1時間降水量が80ミリ以上というのが、年間発生回数が年平均11回から18回に増えてるらしいです。それと、24時間の降水量が200ミリ以上の年間発生回数、これが年平均12回から18回、これも当然急増し1.5倍。兵庫県で言えば、これまで西宮市とかさらには近隣の佐用町、それと丹波市などの災害を教訓に、「流す」「貯める」減災対策として「備える」の3つを重点項目に置き、総合対策を講じようとしております。

そこで、(1)の当町で本年予算化された雨水幹線整備事業について、どのような計画で進めようとしているのか、これが1点で、そこで雨水1号幹線のバイパスとして聖徳台と太子苑を結ぶ町道線、その下に新設した雨水1・3号線の排水を大津茂川まで排出する雨水1・4号線が計画起点(国道179号線、東出交差点南、太子苑上がり口)のT S U T A Y A南西ですかね、その角からマックスバリュ裏まで約150メートル区間が未整備のまま放置されております。

その件と、ほいで(2)この雨水1・4号線の一部が未整備のまま放置されております。その理由をお聞きします。

ほいで、(3)の雨水1・3号幹線は雨水1・4号幹線に接続せずに、既設の東南から太子苑を通り、東出ヶ丘を経て大津茂川に至る雨水1・1号幹線に合流させたまま放置ですが、これ必ず上流の中出、さらには太子苑、東南の一部地域で冠水の被害がこれから頻繁に起きかねないというように考えられます。そういうことをどう考えられているかということと、4点目が原池住宅のヒナサイ山、これも平成27年ですか、予算化されたのは、地権者の関係で、ちょっと取りやめというんか検討中だということ聞いておりますが、この雨水対策について、その後どのような方向に向いたのか。またさらには、太子町全域、ほかの地域における冠水箇所については、調査はどのように進められているのか、この4点に対してお聞きいたします。

○議長(清原良典) 経済建設部長。

○経済建設部長(八幡充治) それでは説明させていただきます。

まず、1番目の質問でございますが、雨水幹線整備事業の調査についての計画でございます。

本町におきましても、減災対策の中でも雨水対策は最重要課題と認識しておりまして、総合治水条例などに沿いながら、雨水貯留槽の設置など、総合的な施策に取り組んでいるところでございます。

現状といたしましては、昭和53年度から雨水幹線整備における一部未整備部分や、宅地開発や造成等の増加などにより、整備済区間であっても道路冠水等が発生しております。

このたびの雨水幹線検討業務委託では、大津茂川へ直接流れ込む太田地域の雨水幹線において、雨水1・4号幹線の現計画での整備事業や施工計画上の課題や問題点の整理などを行いながら、バイパスなど別ルートの検討や雨水貯留など、総合的な観点より検討を行いまして、施工性等も考慮した上で、低コストで費用対効果がすぐれた整備手法をまとめていく計画としております。

2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の未整備のまま放置されている理由といたしますのは、雨水1・4号幹線の一部未整備区間での現整備計画といたしましては、幅、高さともに約1.2メートルのボックスカルバートを幅員4メートルの町道内に3.5メートルの深さで埋設するという計画でございます。当該箇所には、N T Tの地下埋設ケーブルが付設されている上に、密集家屋の建ち並びもあり、掘削時の隣接する家屋被害の影響を懸念しております。

さらには、N T Tの通信ケーブルの移設には多額の費用が発生することもあり、総合的な観点

から事業の再検討の必要との認識によって、現在事業の実施に至っていないものでございます。

次に、3点目の質問でございますが、雨水1・3号幹線と雨水1・4号幹線の接続についての質問でございます。それについては今まで小規模な改良を行って、通水というものには配慮してきておりますが、雨水1・1号幹線に合流させたままでは機能上において充足してないということは、我々も十分認識いたしております。

減災対策といたしましても、早期に本課題を解消するために、本年度予算化させていただいております雨水幹線検討業務委託におきまして、総合的に検証を行い、実施可能な整備方法をまとめる計画といたしております。できる限り、早期事業の実施を目指してまいりたいと思います。

ただ、1点申し上げますと、雨水幹線は5年に1回程度の大雨を想定して整備しておりますので、それを上回る量の大雨に見舞われた場合には、規格上道路冠水に至る場合がございます。このようなことから、総合治水条例に沿ってできる限り雨水の初期貯留を行う施策が重要であると認識しておりまして、住宅での雨水貯留槽の設置や田んぼダムなど住民への啓発等に取り組んでまいりたいと考えております。

ヒナサイ山の件でございますが、御存じのようにヒナサイ山の砂防ダムを受けた雨水以外にも、ヒナサイ山全体の雨水が原池団地の南のヒナサイ山に通じる通路に集中しております。この通路には、排水路が一部暗渠として通っております。しかしながら、雨量が多いときにはあふれて、通路の表面を雨水が流れており、下流の町道原勝原線の3カ所の対処や、側溝を新設して原池団地への流入を阻止しておりますが、完全とは言い切れない状況でございます。

このことから、昨年度ヒナサイ山を通じる通路に大雨にも対応できる排水路の実施設計を計画いたしまして、公図より地権者の特定を行い、水路構造物の占有等の協議を進めてまいりましたが、現在同意には至っておりません。現在も継続して協議中でございます。なお、原池団地の代表者にはこの間の経緯は御説明さしあげてございます。

ほかの地域の冠水箇所につきましての調査でございますが、姫路市域に流れ込む地域では、姫路市の進捗状況により今後検討してまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午前11時55分）

○議長（清原良典） それでは、再開します。

平田議員。

○平田孝義議員 済みません、ちょっと長いこと時間をとったみたいで。

今部長のほうから雨水幹線事業に対する調査、計画ということで、昭和53年度より一部いろいろな事業をやった中で天津茂川への雨水、こういった流れということで今話がありました。それと、2のなぜ放置してるのかという、雨水1・4号幹線の件ですけど、これも地下に埋めるとなれば、当然1.2メートルの高さのもので、幅3メートル50のものを入れなくては行けないと。そういう中で、NTTの電話線の埋設や両サイドの住宅の道路幅の状況等が、計画時点ではわかってあったのか、わかってないのかということなんですけど。この計画を立てたときに、この住宅と埋設電話線、これわかってたんですか、ここにちゃんと計画の図面があるんですけど。これわかってやられたんかなという、これがそうですけど。わかっかってこの計画をとられたんですか、雨水1・3号線は。お聞きします。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） その件につきましては、概算の断面算定とかもやっておりました

し、それからルート決定についても、あくまでも全体の流量計算をしてルート決定の概要を示しているとおりで、詳細な机上調査といいますか、現況調査というのはやっておりません。

以上です。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 これ未処理で整備を放置しているという区間が計画どおり整備されてこそリース料が確保でき、そういったことから見ても、これ素人目から見てもわかることだったと思うんですよ。ほいで、これらの地域で起こっている冠水は、完全に行政のミスからと言っても仕方がないことで、これがもし、つながんかったらお金の無駄になるんじゃないんですか。雨水幹線整備事業調査について、予算もこれからどんどん順次やっていかなければいけないんですけど、これ計画どおりいけますか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 雨水幹線の問題につきましては、雨水の整備率が現在大体55.7%ぐらいで、県においても大体60%ぐらいという数字が出ております。総合治水条例が県で制定された理由といいますのも、やはり密集市街地化して行って、なかなか幹線整備が進んでいかないというのが実情で、やはり費用対効果等が当然求められます。

そんな中で、今先ほどの質問にもございましたけども、非常に大事なのはやはり流すという行為が今言われている雨水幹線、ためるという行為はやはり貯留槽であったり、個別の住宅で水をできるだけ出さないという、ためるという行為、それからもう1点は備えるという行為で、今回国土交通省が1,000年に1回の災害の林田川、揖保川の氾濫のときの被害想定を公表しましたけども、そういうようにあらかじめハザードマップ等で知らせて、逃げたほうがいいのか、いるほうが安全なのかという判断を住民の方々にしていただくということをやりながら、総合的に総合治水で安全を守っていくという考え方が我々適切だと思っております。

その中で、当然今未整理区間においても、今回の調査においてその断面を入れるというんじゃなくて、多少小さくしてほかにバイパスをとる方法であったり、貯留槽をとってそこへの負担を減らす方法であったり、施工性もそういう意味で含めながら、実現可能な案を探る計画を立てるという意味でございます。

以上です。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 雨水は、当然下のほうから整備しなかったら同じことを繰り返してるんですよ。これまで、都市計画の中でいろいろな問題が、正直こういう結果が出たんだと思うんですけど。雨水幹線をこれから整備していくということは、どう考えても大変な事業だなということを感じております。そこで、いち早くそういう方法をとっていただきたいのですが、私今回、何でこれにこだわったかというのは、雨水の冠水による問題は22年来の、これまで気候の変動によって雨も降るんですけど、木造住宅の床下、濁質土というんですけど、による腐りですよ、水につかった腐り。木造で言えばナミダタケを初めとする腐朽菌が腐る障害を与える被害が各所で多く発生しておるそうです。ほいで、この情報も得て、ナミダタケによるこの被害を聞いた途端に、早いことやってもらわなんだから、これえらいこっちゃなと思ったもので、何らかの手を打っていただきたいということで部長にきょう質問したんですけど。このナミダタケというのは、部長、知っておられましたか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 認識しております。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 このナミダタケというのは、鉄骨の家でも食い荒らすという、数年来の被害が起きてると。今新築の住宅でも、それを防ぐために、それ相応にそういう防腐剤をやってもやっぱり被害が出るということは、開口部など、暴雨によって水が少しでもまじったら、必ずそういう内部換気を行わなかったら、家が5年、10年で崩壊するという、そういうことも言われておりますので、地域住民の財産を守るというのは行政の役割ですから、ぜひこの雨水幹線整備は早く進めてもらいたい。それと、先ほど部長のほうが言われた雨水の抑制に対して、国土交通省が中部地方整備局ですけど、休耕田の活用とか、そういったものを推進して具体的な周辺の休耕田にとりあえず水をためると。そして、時間がたったら少しずつ川のほうへ流していくという、そういうことも考えて成功した例もありますので、まだ太子町にはかなり田んぼもあいてますので、そういうところを借りたり、町が買ってでもしてあげられるという方法をとっていただければいいと思うんですけど、これから雨水事業で何年もかかる間に、相当な被害が出る可能性がありますので、ぜひこれをやっていただきたいということでお願いをして、この件については終わらせていただきます。

○議長（清原良典） それでは、この際暫時休憩します。

（休憩 午後0時05分）

（再開 午後1時08分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平田議員。

○平田孝義議員 昼前にちょっと一言だけ、お願いとかちょっと言いたいんですけど。雨水対策のときに質問の中で、濁水とか冠水とかちょっと言葉尻がおかしいようなところがあったかなと思うんで、その修正とか言い間違いとか、訂正のほうをよろしくお願ひしときます。

それでは、午前中より引き続いて、4番、地方創生について。まち・ひと・しごと創生法は、市町村の実情に応じ、創生総合戦略の策定に努める規定とされており、47都道府県が策定した政策分野は、地方における安定した雇用を創出する。地方への新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域を連携する。この4点です。

具体的な施策は従来施策の延長で、人口ビジョンを達成するのは至難のわざと思いますが、この中で3点、(1)少子化に歯どめがかからないが、結婚・出産・子育て支援については、(2)安定した雇用の創出については、(3)時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守ることについては、この3点について問います。お願いします。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、お答え申し上げます。

本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、国の総合戦略にあわせて、基本目標を3項目定めております。国の、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくるに呼応する目標として、「働く場所とチャレンジする人の人材を育み、しごとをつくる」を、また若い人の結婚・出産・子育ての希望をかなえるに呼応する目標として、「子ども達の笑顔があふれ、太子の未来を担うひとをつくる」を、最後に、時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するに呼応する目標として、「いつまでも住み続けたい、帰りたいふるさとのまちをつくる」ということで、目標を定めております。

御質問の1点目の、少子化に歯どめがかからない結婚・出産・子育ての支援につきましては、1つ目として、「人が集う場所、若者達が出会う機会の創出」、2点目として、「理想の子ども



数を実現する子育て支援の充実」、3点目として、「ふるさとを想い、まちの未来をひらく力を育む教育環境の充実」を軸に施策を展開してまいります。

2点目の、安定した雇用の創出については、1つ目として、「豊かな地域資源の活用と人材の育成」、2点目として、「町内産業の振興と“太子ブランド”の創出」、3点目として、「起業・創業支援と企業等の誘致」を軸に施策を展開いたします。

3点目の、時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守ることにつきましては、1点目として、「コンパクトさを生かした快適なまちづくり」、2点目として、「安全・安心に住み続けられる、ふるさとづくりの推進」、3点目として、「移住・定住につながる“まちの魅力”の向上」を軸に施策を展開します。

具体的な施策は、町の総合戦略に記載しております。個々の施策には、それぞれ重要業績評価指標を設定し、毎年度施策の検証を行うことにより、施策の方向性を確立してまいります。検証の結果、従来の事業を充実強化すること、また新たな施策を展開することも考えております。

このように、PDCAサイクルを確立することにより、総合戦略を推進していくこととしてまいります。

総合戦略は、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画でございますが、この計画を契機として、人口ビジョンの将来人口の目標を達成するため、諸事業の展開をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 部長のほうから1、2、3の質問に対する回答をいただいております。1では国の目標に対する3項目、新しい流れ、また仕事に対するチャレンジ、そういった中、出産、子ども・子育てに対する実施ということと、それと1ですが、人が集う場所、またさらには、ふるさとを思う町に帰りたいなと思うような政策、それとまた2では、豊かな資源を大切にしたい、そういった中で雇用の安定を図る。また3では、時代に合った地域づくり、いわゆるコンパクトであるまち、ふるさと、そういったものを利用しながら活用するという、施策に合ったまちづくりということに専念していくということで、今説明を受けております。そこで、地方創生、これなれ人口ビジョンを達成するのが至難のわざかということをおっしゃるんですけど、雇用、時代に合った安定した安全な暮らし、人口ビジョンの地方版総合戦略については、先ほど部長のほうから詳しく回答をいただいております。それと、政府の長期ビジョンでは2020年、あと4年半までに出生率を2.10に達する見通しになっております。そういった中で、都道府県人口ビジョンもそれに準じたものようですが、太子町は2060年に目指すべき人口の目標を3万1,000人を上げておられますが、本当に計画どおりにいくのかどうかということをおっしゃるんですけど、この人口3万1,000人、お願いします。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 議員さんおっしゃるとおり、人口ビジョンの達成は非常に困難な課題であると思います。日本の中でもこのような人口減少社会が続いている中で、太子町だけが人口を維持していくというのは非常に困難な問題です。その中で、我々としましては現在の施策をより充実強化し、また子育て支援を充実強化することで、県のレベルよりも若干低くはございますけれども、県が想定している太子町のレベルよりは若干低くなりますけれども、それでもいわゆる国立社会保障・人口問題研究所の指定するルールより大分高く設定しております。そうした中で努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 今人口ビジョンに対する策定、国に準じた策定で少し含めてということでしたんですけど、これ時間の都合もありますので。今太子町の地方版総合戦略の策定は、地方創生の対応をめぐる重要な焦点の1つと言えます。そこで、策定については実態はさまざまで、今回の私どもがいただいた人口ビジョン、あれはコンサルタントに丸投げで策定されたところもあれば、住民参加で何度も議論を積み重ねて作成したところもあるということで、私ども太子町としては本当のところどういう形で、何度もこういう論議を重ねながらつくられたものですか、あの作成によるものは。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 人口ビジョンの策定の経過につきましては、これまでも御説明してますとおり、アンケート調査、また有識者会議等踏まえまして策定したものでございます。また、その内容につきましてはパブリックコメントも実施し、その中で、若干強気ではございますけども3万1,000人という人口ビジョンを策定したところで、これにつきましては住民の皆さんの意見を聞き、また太子町の独自のよさ等も十分考慮しながら策定した人数でございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 アンケート調査を行い、またそういった委員による検討ということで、先ほども説明がありましたけど、これから時折修正しながらこの作成をやっていくということをおっしゃっていただきました。ただ、気になることは少子高齢化で人口が減少、多くの公共施設が更新という状態の中で、連携中枢都市圏とか、例えば公共施設等総合管理計画、いわゆる国が自治体に策定を要求する、よく言われているコンパクト化とネットワーク化、これによって地方創生との関係、本当にこういったコンパクト化によって果たして人口ビジョンがうまいこといくんかなということも懸念されるんですけど、その件については。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 国の施策につきましては、いわゆる全国共通、押しなべて同じような形での政策目標というものが示されます。ただし、太子町でいうたら太子町独自の地域性というものがございまして、それぞれコンパクトさを求めると言いつつも、太子町は十分今現在でもコンパクトでございまして、その辺の実情等も踏まえて地域に合った形での今後のまちづくり、またほかの計画についてもそれらの状況と合わせた形での一体的な整備を進めていくことによって、現在こういう状況でいまだに人口の自然減は今年度もまだ発生しておりません。いわゆる子供が生まれる人口のほうが、死亡する人口よりも多いということで、まだ喜ばしい状況かと思っておりますので、そういうことも踏まえて、あと社会減対策にどのように対応していくかが我々の課題だと思っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 平田議員。

○平田孝義議員 部長のほうから心強い回答をいただいております。

そういうことで、これからいろいろ統廃合とか地方版総合戦略という、5年間では短過ぎで、長く粘り強い取り組みが必要であると思っております。そこで、人口や財政の縮小を冷静に受けとめて、公共施設の問題、まちづくりなど、またそういった敏速なことを回答し、住民自治体の原則に立ち返って取り組むとともに、地域にとって本当に必要なことを展開すべきで、そのために地方創生の交付金を使えるんだということも、積極的に活用したらいいんじゃないかと思っております。

そういう中で、抜本的な問題、解決等の考えを進めるようにこれからお願いして、この質問は

終わらせていただきます。

○議長（清原良典） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次に、堀卓史議員。

○堀 卓史議員 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

福祉避難所は、阪神・淡路大震災を機に見直された災害救助法によって位置づけられたのが始まりで、それ以降に起こった災害、東日本大震災等であり方等の問題点が浮き彫りとなり、改定、改正が行われています。

また、先の熊本地震では福祉避難所の指定はしているが、周知が行き届かず利用されていないことや、介助する人手不足により受け入れを拒否するなど、機能を全く果たせないケースが見られました。このような課題が残る福祉避難所ではありますが、災害弱者にとっては命と直結する問題であることを前提に、以下の質問の回答を求めます。

(1)兵庫障害者センターが2013年に行った障害者と防災に関するアンケートで、太子町も回答していますが、2016年現在では改善している点があると思います。

①災害情報の伝達方法で新たな取り組みはありますか。

②一時避難所のバリアフリー化の整備状況はどのような状況でありますか。

③災害時要援護者登録者数は約800人程度だという認識ではいるんですけども、太子町はホテルサンシャイン青山、サンシャインガーデンプラザの宴会場及びロビーを福祉避難所として利用できる協定を結んでいます。収容人数、施設の耐震化の状況、バリアフリー等整備状況の把握、介助、介護、看護等の人的配置への配慮はしていますか。

④一時避難所に避難することができない障害者もいます。一時避難所に避難しなければ避難者とみなされず、福祉避難所へ避難できない状態ですけれども、福祉避難所を準備情報発令時に開設する考えはありますか。

⑤このほかに、現在目指している取り組みや課題はありますか。

(2)番、要援護者の中には、先ほどの質問でも述べましたが、障害の種類や度合いで一時避難所には行けない障害者もいます。また、自宅避難や自家用車での避難では避難者とみなされず、物資の提供が受けられません。本人や介助をする家族も、炊き出しや水の配給の列に並ぶことができません。何より、毎日飲まなければならない薬もある程度の備蓄があるにせよ、手に入れる手だてや情報がない状況になります。避難する人や家族にあわせた避難の方法を考えることと、避難することを諦めなくてよいようにすることが大事と考えます。いかがでしょうか。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それではまず、お答えいたします。

まず、(1)の問題ですけれども、災害伝達情報として新たな取り組みはあるかという御質問でございます。通常伝達手段といたしましては、避難情報などの災害情報を太子町安心・安全ネット、また緊急速報メールや町のホームページ、自治会放送、広報車、テレビ、ラジオなどがございます。今後はまた同報系防災行政無線の整備等についても検討していきたいと考えております。ただし、要援護者に対する伝達方法としましては、災害時要援護者支援マニュアルに基づきまして、避難支援者や民生委員等からの口頭伝達が行われる予定でございます。

次に、2点目の一時避難所のバリアフリー化でございますけれども、緊急時の一時避難場所として指定しているのは7施設で、一時集合場所として斑鳩寺公園や太田小学校などの公園グラウンドを指定しております。小学校等の21カ所の指定避難所のバリアフリー化につきましては、施設により整備状況に差がございますけれども、スロープまたトイレ等は施設の改修等にあわせて整備していただいております。

3点目の福祉避難所の収容人員等でございますけれども、協定避難所でありますホテルサンシャイン青山及びサンシャインガーデンプラザは、昭和56年の新耐震基準に基づき設置された施設であって、またスロープ初めエレベーター、障害者用トイレを備え、バリアフリー化されている建築物であります。収容人員は、サンシャイン青山で200名、サンシャインガーデンプラザで350名程度です。特別な設備を必要とする要援護者は、受け入れ対象とはなっておりませんが、避難者の状況にあわせて介助、介護、看護等の要員を配置する予定としております。

次に、4点目の避難準備情報発令の場合ですけれども、福祉避難所は指定避難所に避難された避難者の中で、その避難所での生活が困難で配慮が必要であると判断した方の避難生活の充実を図るために開設するものでございます。災害の種類、規模によって状況が異なりますけれども、要援護者、支援者等の要請、また災害対策本部の判断により、早い段階での福祉避難所の開設要請をしていきたいと考えております。

5点目の取り組みにつきましてですけれども、現在2つの施設と協定はしておりますけれども、宴会場が主であり十分な設備とは言いがたいと考えております。今後は、民間の福祉施設などと福祉避難所の協定を締結し、さらにゆとりある福祉避難所の確保に努めていきたいと考えております。

(2)のことでございますけれども、避難を諦めなくてよいということが必要だということでございます。災害時の要援護者支援制度では、要援護者の登録とともに災害時の個別マニュアルを作成しております。個人個人が災害に応じた避難場所、連絡先等を整理しております。また、支援者向けに要援護者支援マニュアルを定め、マニュアルに従っての支援の要請をいたします。実際の災害時において、避難所を開設した際には避難所名簿により民生委員等が要援護者の避難状況を速やかに把握し、状況に応じた対応を実施します。また、今後は要援護者の支援に関して、防災訓練等でも福祉避難所の開設、運営訓練などをメニュー化し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 堀議員。

○堀 卓史議員 それではまず、伝達方法では新たな取り組みというところで、支援マニュアルを利用して民生委員さんなどにもお願いして伝達をしていくということなんですけれども、命にかかわることなので、なるべく素早い行動が、すごく大事やと思いますので、こちら辺はやっていただけるということなので、しっかりやっていただきたいなと思うんですけれども。

次の一時避難所のバリアフリー化に関してですが、指定の7カ所はもう終わってると。そのほかの21カ所は、現状では今整備しているところであるという説明やったと思うんですけれども、避難できない状況を排除するというのが、まず一番大切やと思うんですね。7カ所に避難してくださいというふうに指定はできないと思うんで、なるべく早目に整備していただきたいと思うんですけれども、その進捗状況という形、何%ぐらいが終わっているとかそういうことはおわかりでしょうか。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、7カ所の件につきましては、これ一時集合場所でございますので、いわゆる避難施設ではございません。太田公園とか太田小学校のグラウンド等を想定したものでございますので、とりあえずそこへ緊急集合するという形での7カ所でございます。それと、いわゆる指定避難所、一時避難所としての21カ所のバリアフリー化の状況なんですけれども、学校とか公民館とかそういうものが指定されているわけでございますけれども、スロープ等につきましては、今現在21カ所ある避難所の中で76.2%がスロープ等は完了しております。あと、障害

者用トイレにつきましては12カ所57.1%、あと、ストマ等の装着者の洗浄等の障害者用洗面所と言われますものにつきましては5カ所、あとエレベーター等についてはまだ3カ所というような状況になっております。今後、適宜いわゆる福祉のまちづくりという観点からも、そういうバリアフリー化というのはどんどんどんどん推し進めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 堀議員。

○堀 卓史議員 今ざっと聞いたところでは、バリアフリーでも76%、車椅子の人が避難した場合はちょっとこれ困るんじゃないかなと。ほんで、トイレだって57.1%と、一時避難所としてはちょっと、いろんな人が避難してくることを想定すると、もう早急にこれはやっていただきたいというふうに考えています。

次ですけれども、協定を結んでいる民間の会社で、早くしなさいとかこうしなさいというのはなかなか言いにくいところではあるんですけれども、福祉避難所として協定を結んでいるからには、やっぱりそこで避難しにくい状況をつくるわけにはいかないんで、何よりその耐震化ですよ。ホテル自体が被災してしまうと、避難所が今度はなくなってしまうという状況になってくると思うんです。ちょっと聞き漏らしがあったのかなと思うんですけども、耐震化の状況というのはどういふふうな形になっているんでしょうか。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 先ほどお答えした2施設につきましては、いわゆる建築基準法の昭和56年の耐震基準には満たしております。ただし、状況が熊本震災なんかでも示されたように、耐震基準は満たしてても倒壊する場合もございますので、当然より多くの福祉避難所を設けることが今喫緊の課題というふうには考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 堀議員。

○堀 卓史議員 そうですね。本当に災害が起こってみないと、実際のところそこが本当に大丈夫かどうかというのはなかなかわからない状況なんですけれども、太子町が提携している福祉避難所が2カ所といいますが同じ敷地内に並ぶところなんで、実質1カ所になっちゃうのかなというふうに考えるんですけども、要援護者登録が800人ということで、800人がそこに1カ所にどんと集まるということはずはないと思うんですけども、人数的には200人と350人が収容できる人数やということで、550人可能ということで、恐らく人数的にはこれでも大丈夫かなと思うんですけども、本当にそこに1カ所に一遍に集まって収容できるのか。一時避難所なんかでは、ボランティアの方がすごく活躍していただいて人をさばいたりしていただけるんですけども、こういう配慮が必要な方というのは、やっぱり特殊なケースが多いと思うんです。そういう人たちのことを理解している人でないと、人員の配置とかすごく難しいと思うんですよ。やっぱりそういうことに詳しい人というのは、病院であったり福祉施設であったりすると思うんですけども、人的配置に関しての連携ですね、病院の方であったりとか看護師、介助される方とか、その福祉の先生であったりとか、そういった方との施設との連携というのは、今現在どんな感じですかね。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 通常の、いわゆる災害時でない部分については今現在、生活福祉部を中心に、もう連携がとれている状況なんですけれども、いざ災害時になってみますと、それぞれ被災状況が異なり、人的な部分も被災を受けられる方はございますので、実際の災害に遭った

時々には、その現場現場でその時期にとれる最大限の範囲内での努力しかできないかなというふうに、いわゆる災害現場をいろいろ確認してみますと、そういう状況にあると思います。そうした中で、今後また福祉施設、そういう介護サービス等をやっている民間の施設とも協力しまして、より迅速な人的要員を確保できるよう、今後とも協定等の締結に向けて努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 堀議員。

○堀 卓史議員 協定を結んでいただいて、しっかりと配置できるようにしていただきたいと思います。

次ですけれども、福祉避難所の開設タイミングですよね。今の現在の状況では、多分一時避難所に避難してから福祉避難所が開設されるというタイミングやと思うんですけれども、兵庫県なんかでも何か所は準備情報発令時——準備情報発令というのは、ちょっと危険ですよと、注意してくださいねという状況のときに、もう既に福祉避難所を開設するというところもあるらしいんですよ。先ほど部長の答弁でも、早い段階で考えているというふうに答弁されたんですけれども、具体的に早い段階というのは、どれぐらいのタイミングになるのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 災害時の個別マニュアルの中で、要配慮者、要介護者のことにつきましては事前把握しております。そうした方が被災に遭われた段階において、例えば通常の一時避難所である学校等で、教室等を利用して、とりあえず緊急的にはそこで一般の避難者の方とは区別して、できる場合は、そこで福祉避難室というんですか、そういうものを開設してもいいかなというふうに思っています。そして、なおかつ、そこでは到底間に合わないというようなことになれば、福祉避難所として御協力を要請して、看護する人数等も十分把握した中で、どれだけの人員が受け入れられるかというのを、そのときに判断させていただいて開設したいと思っております。もちろん、要配慮者ですので、避難準備情報の段階で避難していただくというのは第一原則でございますので、そういうような形で、早急にそういうようなことができるかどうか現場の状況等を踏まえて、災害対策本部のほうで逐次判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 堀議員。

○堀 卓史議員 開設タイミングというのも皆さんすごく気にしているところでありまして、災害対策本部が立ち上がったあとに、さあ考えよかというんじゃないかと遅くなっちゃうかなというふうに考えます。備えることによって安心を提供できるという意味でも、太子町では具体的に、準備情報発令時に皆さんにお知らせしますよというのを言うだけでも安心感を与えることができると思うんですよ。そういうふうに取り組んでいただきたいというふうに思うんですけれども。大規模災害が現実には起き得る時代となりました。誰もが助かるために必要なことは、備えることなんですが、特に災害弱者と言われる要援護者は生きること、生き残ることに人の助けが必要不可欠となってきます。

何度も言うようですが、対象者と利用可能な施設の把握、周知の徹底、それと整備、物資、人材、移送手段の確保、そして福祉施設、病院地域との連携、いろんな事態を想定して問題点をあぶり出す避難訓練が大事だと考えております。

最後に2点なんですけれども、命と直結している薬や酸素等がすぐに確保できない、必要な人がいると思うんですけれども、その支援体制の構築をどのように考えているのかということと、避

難ができなかつたり物資や人材の不足により、形だけの福祉避難所にならないように、避難訓練でどのように取り組んでいくのかというのを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） お答えいたします。

薬やそういうものにつきましては、あらかじめ避難個別マニュアルの中で、その人に必要な薬というのを明記していただいておりますので、その人らがそこへ来られるということを我々も台帳の中で、この人にはどういう薬が必要なんだということが掌握できますので、そうした中で医療機関等へ御照会をかけて、薬剤等の確保を図れるように努力してまいりたいと思います。

それともう一点、先ほど申し上げましたけれども、防災訓練の中にもいわゆる要援護者に対する配慮というのは、非常に重要な観点かと思えます。今後の防災訓練につきましては、地域の方とも連携しながら、そういう福祉避難所の設営、運営というものについても、やっぱりやっておくとやっておかないのでは対応が絶対違うと思えますので、今後どんどんどんどんそういうものもメニュー化して組み入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 堀議員。

○堀 卓史議員 しっかりとやっていただいて、安心を提供する、太子町は安心を皆さんに提供しているんだという心構えでやっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（清原良典） 以上で堀卓史議員の一般質問は終わりました。

次に、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 8番福井輝昭でございます。失礼いたします。

先ほどのお昼の休憩でしたが、お昼のNHKニュースを見ておきますと、久々に明るいかなという話題なんですけれども、大阪卸売市場に鳥取県からスイカを入荷して園児らが本当においしく食べていた。そしてこのスイカ、鳥取県の1万5,000トンが出荷される予定で、また関係者の方は本当に近畿の皆さんにいっぱい食べてほしいなという、そういうふうな話題がありました。いよいよ、真夏かなという思うこのごろでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問に移らせていただきます。

地場産業について。

全国そうめんサミット2016が5月21日、22日、たつの市で多くの自治体、企業の参加のもと開催されました。

サミット開催の趣旨について実行委員長は、乾麺のよさを全国へPRすること、地域振興、活性化を推進すること、また未来につながる商品づくりのために情報を共有することなどとし、サミット宣言においても乾麺を生かしたまちづくりの推進、新たな商品づくりに取り組むとともに、乾麺の次世代への継承、発展、また乾麺の魅力を全国、世界へと発信させるなどが掲げられ、乾麺業界の力強さを感じました。一方、記念講演では昨今乾麺業界が調理に手間のかからないカップ麺に押されている現状や、今後の方向性についても講演があり、改めて乾麺業界の実情を認識するものでございました。

私見でございますが、このサミット開催の背景には乾麺業界の危機感のあらわれでもあるのではないかというふうなことも感じました。

式典の最後は、次期サミット開催地である奈良県桜井市の市長にバナーフラッグがたつの市長より渡され、閉会となりました。式典終了後、会場周辺では多くの乾麺産地のブースが立ち並び、盛況でありました。

さて、私の同級生も太子町内で揖保乃糸を製造しております。息子と一緒にやっている者もあり、継承者ができております。地場産業にとって後継者があるということは非常に大切なことでもあります。

このサミットの残したものは、宣言することにより乾麺業界のさらなる発展と地域の活性化の推進をみずからに誓い、また多くの来場者を得たことにその未来を確信したことではなかったでしょうか。

何代にもわたって永々と築き上げられてきた地場産業の底力は大きい。また、新たな地場産業の芽生えもある。太子町のみならず、西播磨、また、先ごろの姫路市を中心とする地方中枢拠点都市制度の8市8町等、我々が身近に感じる圏域で、それぞれの地場産業を改めて認識するとともに、こうした地場産業をさらに発展させ、また継承していくことについて圏域の自治体に課せられた役割とその責務は大である。

太子町はどのように考えるのか、よろしく願いいたします。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 御質問のとおり、地場産業の育成は本町におきましても重要施策と認識しております。

本町の地場産業は、手延べそうめんの生産及びマッチの生産でございますが、御質問の趣旨から地場産業だけでなく、特産品も含めて答弁させていただきたいというふうに思います。

特産品として、太子みそ、松尾のタケノコ、また太子のイチジク、重複いたしますが、手延べそうめんがございます。このような中、太子みそを振り返りますと、昭和16年に町の呼びかけに応じられた町内の有志によりまして、途絶えていた生産を復活していただき、支援を継続するとともに、機会があるごとに周知を図り生産量が拡大してまいりました。さらに、太子加工グループの努力によりまして、昨年は法人化をされました。太子加工合同会社となった上に、西播磨フードセレクション2015においては金賞を受賞され、これまでの努力に対する県知事表彰もあり、ダブル受賞され追い風が吹き、販路が拡大しております。このように、地場産業や特産品の生産への必要な支援を継続していくことが、本町の地場産業の育成に貢献するものと考えております。

こうした支援の中には、手延べそうめん工場の事業の整備拡大についても、できる限り建築制限への柔軟な対応を行わせていただいております。また、周知につきましてはできる限りマスコミやメディア等を積極的に活用して、個々の地場産業等の販路拡大のために情報発信を行うとともに、西播磨全体でのPRを積極的に行い、圏域のさまざまなイベントに参画したり、地場産業の発展につなげるために、今年度より毎月担当者が集まり、顔の見える関係を構築して情報共有を図ることにしております。特に、広域でやっていくということは姫路市、たつの市、相生市、赤穂市、市川町と、こういったところがやはり集まって情報共有していくことが非常に大事だというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 昨日の読売新聞ですけど、ちょっとここへ持ってきてますけども、この中に「天然皮革のよさPR」と見出しがありまして、たつの製品即売が始まるというような形でニュースがあるわけなんですけど、たつのレザー展示即売会の記事ということなんですけど、内容は天然皮革の魅力を伝えようと、市内の約30業者が昨年に続いて開催し、また会場にはかばんやベルト、財布など小物のほか、カラフルに染められた皮革素材などがしかも二、三割引きとあって、非常に来場者は熱心に品定めをしていたと。続いて、ここからが大事だと思うんですけども、こ



ここで播州皮革協同組合の副理事長さんが、「天然皮革に触れることで地元の産業を身近に感じてもらえれば」という、非常にこれ最後のこの言葉は重いと思うんですね。つくるだけじゃない。やっぱりつくって消費者とともに、消費者に見てさわってもらえたり、そういうのをこしらえる。太子町では、こういったことは余りなかったかなと思うんですね。業者数も当然違うんでしょうが、こういうふうにお客様が非常に多いということになれば、魅力があるんだろうと思いますので、太子町の業者だけではこういった開催が難しいのであれば、お隣のたつの市さんと合同でも開催するなり何なり、そういったことを太子町としても、あるいは商工会としても取り組みができないのかなと、その辺ちょっとお聞かせいただけませんか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 先ほど答弁の中で、「昭和の16年」というふうに私申し上げましたが、「平成16年」に訂正させていただきます。

それから、先の質問でございますが、皮革の皮の——実際にこの間大会がありまして、そこで天然の皮に触れることによって、地場産業のよさを伝えていくって非常に大事なことだと思います。そういう意味では、太子町におきましてイチジクであったり、それから大豆であったり、そういう地場産業の素材というのはたくさんあるんですけども、それをどう生かしていくかというのは非常に大事だと思って。この間のそうめんのサミットにしましても、大会の中でそうめんの料理の仕方の本がございましたけども、ああいうふうに、どうやってものを2次的に、3次的に動かしていくかを伝えていくかというのは非常に大事だと思ってます。そういう中でも、先般から話題になってます市内にあるはらっぱのカレーも、1つの大きなPR効果、大豆とかタケノコを使った食の発表と。逆に今太子町であるそうめんのようなサミットができるとか、それからそういう大きな大会ができるというところ辺の考えというのは、今後の検討課題だと思うんですけども、それよりもまず、今ある産業であったり資源であったりを生かして、もっとやはりPRしていくということが、まず今の段階では大事なというふうに我々は考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 お考えはよくわかりました。それをいかに実行していくかということが課題になってきますので、そういったことはよろしくまたお願いすることなんですが、マッチもありますね。数年前に、倉敷市の美観地区をちょっと訪れたことがあるんですけど、そこのあるお店に入って、太子町のマッチ工場の会社名のマッチが展示されてたんですよ。その下に姫路市とあった。私は非常に残念だったと思った。太子町にある会社の名称に姫路市というふうに張ってあったという、残念であったなというふうに思います。PRというのはできてないのか、あるいはどうなのかなという、その辺のところをちょっと感じましたですけども。

マッチと言えば、当時は非常に多くの方が町内から本当にマッチ工場、もっと親しみを言えばマッチ屋と言っておられました、勤めておられました、本当につい最近のようにそのように記憶しておりますが、先ほど冒頭で申し上げましたように、旧国道2号線沿いの建屋がもう完全に潰されました。もう整地されてしまいました。がしかし、旧山陽道を挟んでまだ南側にも建屋は残っております。そういうふうに思いますと、改めて大きな事業所であるんだなという、雇用の面においてもそのように思っております。

今部長のほうから行政のPRということが大事だということ、確かに大事なことで当然されているということでありました。このことは、非常に私も思っておりますので、よろしくまたお願いしたいなと思っております。

昨年、今年と西脇市議会の行政視察がありました。西脇市といえば、西脇市の発展の基盤とな

った播州織がございます。非常に有名ですね。私も呉服業界なんで、糸へん業界としては播州織について非常に新聞に載ったりとか、搬入するときに非常に関心を持って見たり聞いたりしております。が、ピーク時に比べて、現在非常に10%余りぐらいで激減しております。これは、糸へん業界並びにその傾向にあります。呉服業界においてもかなり激減しておりますが、伝統産業といわれるものについて非常に厳しい状況が出ることなんです、ただ明るいのは、西脇市はそのように西脇市の発展の基盤となった播州織を産学連携等によってまた新たに復活していこうということに、そういうふうなことに市を挙げて取り組んでいるという、これがすばらしいなと思いました。先ほど行政視察があったと申し上げましたが、その行政視察に来られたバスの後ろに播州織と書いたステッカーがありました。これはやっぱり市を挙げてやっていると非常によくわかりました。太子町も、やっぱり目に見える形で、私たちが応援しています、これは私たちの地場産業なんだから、私たちがもっと力を入れてやっていくんだという、そういう姿勢を見せていただきたい。以上、どうですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 今質問の中で、西脇市の播州織の話とか、やはり昔の伝統的な太子町のマッチ工場も、やはり社会背景であるとか時代背景によって衰退傾向にあって、それで2次産業的なものは生まれてきてますけども、なかなかその地場産業の継続というのは非常に難しいなというのは、我々本当に実感であります。

その中で、今マッチ工場のほうは景観地区になってるところが解体されて、今新たな敷地になりましたけども、やはり事業継続はされていくということなので、そういうことは我々も今後支援をしていきたいと。改めて地場産業、もともとあったマッチというものに対する支援はしていきたいというふうに当然思って、要望や支援をさせていただいております。

その中で、太子ブランドというものを今後継続して起こしていく。それを育てていくということが非常に大事ななというふうに思ってますので、そういう意識に立って、まず支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（清原良典） 部長、マイク。

○経済建設部長（八幡充治） 入ってませんか。

○議会事務局長（岡田俊彦） いや、物で押さえた形になって。

○経済建設部長（八幡充治） 済みません。

以上でございます。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 そうですね。やっぱり地場産業あるいはそういう芽生えつつある産業を育てていくというのは大切なことですね。

地場産業においては、小規模事業者等が非常に継承している。非常に困難に直面することもあるかと思うんですけども、そういうふうなことについてはどのように——相談事とかは受けたり、あるいはそういったことに介入していくというんですか、どこまで入っていけるかどうかわかりませんが、そういったところへはどのようなスタンスでありますかね。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 具体的な相談というのは、特に今の段階では行っておりませんが、個々には例えば事業所を拡大したいと。事業所を拡大したいという場合に、いろんな市街化調整区域にやはり加工場が多いとか、例えば町内に工場をお持ちでも、用途が不適合になってまして拡大ができないとか。だから、せつかく育った事業者が町外に出ちゃうと。そんなことも見受けられるところがあるので、そういったものには今規制緩和に非常に力を入れて、育った企

業が逃げないように、育った産業が逃げないような施策を展開していく制度であったりとか、そういったものを活用しながら行って相談に乗ってます。特に、そうめんに関しては市街化調整区域での工場立地が非常に難しい時期がございましたが、要綱整備をして、今現在町内に10製麺工場がありますけども、そのうち本当に市街化区域にあるのはほとんどなくて、全てが市街化調整区域にございます。そういったことがやはり産業の育成であったり維持であったり、そういったことを横断的な連携の中でやっていきたいというふうに考えてます。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 それと、これも現実的な問題ですけど、資金的な面ということも当然考えられますけども、こういったことはまた商工会との連携等もあると思いますが、いずれにせよ太子町としても、これは部長もそうでした、副町長以下みんな、町長もそうでしたが、先ほども申し上げましたたつの市のサミットで、行って見てその状況というのはよく存じておられると思いますので、太子町においても今後に向けて、この太子町の地場産業を育成していくという、非常に強いスタンスでお願いしたいなと思っております。

では、次の質問に移ってまいります。

J R 網干駅前北側の再開発について。

現在、J R 網干駅周辺において土地区画整理事業が行われている。また、都市計画道路龍野線が線路をまたぐようになり、都市計画道路網干線、同じく J R 網干駅北線も整備される。こうした J R 網干駅周辺の整備とともに、駅前広場が数年後には新たな J R 網干駅の玄関口としてお目見えするこの駅前の整備は、姫路市さんの事業ではあるが、その効果、影響等は太子町にも直接、間接に及んでくる。そこで伺いたいします。

現在姫路市では、J R 姫路駅前北側の再開発事業が行われており、着々とその整備が進んでおります。中播、西播の一大拠点駅に変容しようとしております。姫路城を中心とした観光客への対応、一大商業地域の形成とその力強さには目をみはるものがあります。太子町には駅がございません。J R 網干駅前が再開発されることにより、名実ともに太子町の玄関口ともなる。それは、新庁舎や斑鳩寺への玄関口でもあります。姫路市を訪れるお客様を J R 網干駅そして斑鳩寺へと誘引するにはどうすべきか、数年後を見据えた太子町スタイル、また太子町のまちづくりのあり方が問われるところでもあります。姫路駅の周辺駅としての J R 網干駅の位置づけを太子町はどのように考えているのか、伺いたいします。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 答弁させていただきます。

J R 網干駅周辺には、太子町都市計画マスタープランにおきまして、太子町の玄関口である広域交流拠点としての位置づけをしております。そのような中、現在 J R 網干駅周辺では兵庫県施工による茶ノ木踏切の立体交差事業であったり、姫路市施工による駅前土地区画整理事業、それから太子町施工による網干線外道路整備事業、それから組合施工による J R 網干駅西南土地区画整理事業が進んでおります。

J R 網干駅のアクセスをよりよくするとともに、良好な市街地形成を目指しております。本年度より計画策定に着手いたします立地適正化計画におきましても、できる限り姫路市やたつの市を含めた広域的な観点から、住居や都市生活を支える都市機能誘導区域や居住誘導区域を定めながら、コンパクトなまちづくり等、交通の再編と連携によるコンパクトシティー、プラス、ネットワークを考えてまいります。

その過程におきまして、太子町、たつの市、姫路市などでつなぐ観光ツーリズムであったり、今現在もやっておりますけども、自動車ネットワークの検討、それから鉄道交通の拠点として J

R網干駅を位置づけながら、広域連携でのまちづくりを進めていく必要があるというふうを考えております。

現在、国土交通省の近畿地方整備局からの働きかけによりまして、姫路市が事務局となって太子町、たつの市、福崎町、高砂市、JR、神姫バス（株）で構成する鉄道沿線まちづくり協議会を設立させていただいて、3回ほどの会議を行い、広域的な視点からの立地適正化計画の策定に向けて現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 私の手元に、JR網干駅前土地区画整理事業の概要ということで、これ姫路市さんのホームページなんです。本地区は、姫路市総合計画において地域核と位置づけられ、姫路市都市計画マスタープランにおいて、姫路市西部の玄関口として、交通結節機能の強化と商業施設の充実を図る地区と位置づけられている。また、都市再開発の方針では「市西部の交通の要衝として、隣接する市町に対する玄関口としてのターミナル機能の形成を目標とする」と定められております。

結局、太子町においても新たな駅前広場ということで、新たな位置づけということで私は思うわけなんです。今部長のほうからもいろいろとお話がありまして、姫路市、たつの市、太子町が連携していくというような話なんです。まだ見えてこないのはこれからなのかもわかりませんが、冒頭でも申し上げましたように、じゃあ太子町はどのようなスタイルをとっていくのかと。どういうスタイルをとっていくのかという、これがちょっとまだ今の答弁では、連携することぐらいしか見えてなかったもので、どういうスタイルをとっていくのか。

新しく駅前が整備されると、やっぱりそこにおり立った、例えば初めて観光等でおり立った方が非常に何か期待感を抱く、何かが起こるのか、何かがあるなどという、そういった期待感をやっぱり大事にしてやりたいという、そういった思いはあるかと思えます。太子町についてはそのような面も含めて、どのようなお考えをお持ちか、お願いしたい。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 先ほどの福井議員の言葉の中に、都市再開発方針、姫路市が立ててる都市開発方針では、市西部の交通の要衝として、隣接する市町に対する玄関口としてのターミナル機能の形成を目標とする、これが姫路市が立ててる目標でございます。実は、その広域ネットワークの中で、やはり昇降客が一番多いのは太子町の住民が非常に多ございまして、当然太子町の玄関口という位置づけで姫路市も計画を進めていると。現在、その網干線をそれに連結するために網干線の工事、現在事業を進捗させてますが、あわせて県施工による茶ノ木踏切の立体交差事業、そういったものによって姫路市の玄関口をつくっていただくのにふさわしい連絡網をまずつくっていくと。やはり、交通ネットワークができていかないと基盤整備が全然進まないですし、それから歩行者ネットワークにしても自転車ネットワークにしましても、交通の例えばバスの昇降なんかも、今南になってるのが北に行くかどうかという話も現在検討しておりますが、総合的にやはり広域連携の中で、観光なども視点に入れながら検討を進めていくというのが今一番重要であると。それから、全て同調していかないといけない事業でございますので、連携による事業推進をとりあえず進めていくことが重要であるというふうに認識しています。

以上でございます。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 例えば姫路駅前から姫路城までかなり距離があるんですが、ほとんどの方が、かなりの方が駅前から歩いていかれますね。かなりの距離ですけども、真夏の暑いときも歩いて

いかれますが。例えばJR網干駅から、じゃあ斑鳩寺、例えばこの庁舎へも歩いてこられるかというたら、非常に建物も見えないし、何も見えない中歩いていくというのは、やはり遠い感じがいたします。

そういうようなことで、何か今もアクセスを考えたいというようなことを言われておられましたが、バスでは時間的に1時間1本あるかないかでしょう。大方タクシーを利用されるんだらうけども、いや、それじゃなしに、ちょっとこう観光として便利な乗り物があればなという。そういったことを何かお考えのようなものがありますか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 現在のところ、やはり先ほどから申し上げているとおり、鉄道沿線まちづくり協議会というものの中で考えていくというのは、なぜかといいますと、たつの市は姫新線を持っています。山陽線の本線は、たつの市の竜野駅、JR網干駅があります。姫路駅があります。福崎町は同じようにまた播但線があります。そういうふうな広域的な中で観光資源もたくさんある。それから、交通ネットワークも今現在の交通ネットワークとまた体系も変わってくる。そういったことを、今近畿地方整備局が中心になって立地適正化計画をつくって、コンパクトな都市機能の集約点をつくって行って、その集約点を交通体系でつないでいこうという、そういうような施策が今の国のコンパクトシティ構想なんですね。それにここが当てはまるかどうかというのはなかなか難しいんですけども、ただ駅を持ってるということが、姫路市でありますけども、駅があるということを利用していこうということは、どこの自治体も共通した認識でありまして、それに基づいて、今大手前通りの話が出ましたけども、そういったものを太子町でつくるとかつくらないとかじゃなくて、まずはそういった広域的な中で、太子町の置かれている位置づけ、役割みたいなものははっきりさせながら、まちづくりを進めていきたいというふうに思ってます。現在のところ、そういうピンポイントで遊歩道をつくるか、そういったことは今現在のところ検討しておりません。

以上です。

○議長（清原良典） 福井議員。

○福井輝昭議員 この姫路市さんの事業計画ですけども、これは平成35年までかかるようなんですけど、それまでまだ数年ありますので、その間、太子町としてはどういうスタイルをとっていいのか、その辺のところをまた考えていただいて、できるだけ多くのお客様に——と申しますのは、姫路市さんはもう海外の姫路市という、日本の姫路市じゃなしに、これは国際都市であるというふうに認識してるんだと思うんです。あれだけ一生懸命駅前を再開発している、これからもまだ続けられる。そういうような中で、当然周辺駅としてのJR網干駅は貴重な存在になってくると思います。一人でも多くのお客様をお迎えしたい。それについて、当町へのアクセスがバツということであれば、これは何の意味もない。こういったことを強く申し上げておきたい。

以上でございます。失礼します。

○議長（清原良典） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

次に、中藪清志議員。

○中藪清志議員 4番中藪清志、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、災害について質問するに当たりまして、せんだつての熊本地震で被災し亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、今なお大変な思いをしながら生活されておられる方、被災者の皆様に一日でも早く以前の生活が戻るようお祈り申し上げまして、質問させていただきます。

感震ブレイカーの設置について。

地震ですが、もう日本のどこで発生してもおかしくありません。私が子供のころは、避難訓練

等で「災害は忘れたころにやってくる」と先生が言うておられましたが、今はもう忘れる間もなく災害はやってくるんだなという時代になっているのかと思います。先日も、揖保川水系の水防訓練、太子町の消防操法大会に参加して、改めて緊急時、災害時における消防力の重要さと日ごろからの準備と心構えの大切さを感じました。

日々、日夜頑張っておられる消防団員の皆さん、そして西はりま消防組合の職員の皆さんには住民の財産と生命を守るため奮闘していただきまして、まことにありがとうございますという気持ちに改めてなりました。

さて、地震が起きたときには直接的な被害と2次被害があるかと思います。その中でも、地震で家屋や電柱が倒壊し、停電になった後、賢明なる復旧作業により電気が通電した際に倒壊し、室内に家具や家電製品などが散乱した状態であったり、室内配線が短絡したりした箇所などから起こる通電火災が問題となっております。実際に、阪神・淡路大震災では8日後に通電火災が起きた事例も報告されており、また東日本大震災の本震による火災111件のうち、原因が特定されたものが108件、そのうち過半数が電気関係の出火でした。

地震が起きた際には、ガスを切ったりブレーカーを落とすことは防災対策として言われていますが、ガスはすぐに火を連想するため、避難時でもまだ対応ができるかもしれません。しかし、通電してから起こる通電火災に関してはふだんから意識していないと、いざというときにブレーカーまで落として避難するということはなかなかできるものではないのでしょうか。また、避難しているため火災が起きていることすら知らない方もいるそうです。

そこで、その対策として感震ブレーカーが注目されつつあります。形状や価格はさまざまなものがありますが、ブレーカーに設置し振動を感知することでブレーカーを落とす働きを行うものです。内閣府などからも設置の啓発のチラシ、また広報PRなどが出ております。通電火災によって住民の財産を失わせない、まちを守るために質問させていただきます。

1つ目に、感震ブレーカーについて研究し啓発は行われているのか。

2つ目に、感震ブレーカー設置を義務化することはできないのか。

3つ目に、既に他市町で行われているように、感震ブレーカーの設置に補助は行えないのか、この3つを質問させていただきます。

括弧の2つ目としまして、避難所となる学校に井戸を設置しては。

せんだっての熊本地震では、飲料水は全国より支援物資として届いているのをニュースで見ました。しかし、それとあわせてトイレなどで使用する水に困っているという被災者のインタビューを多く見ました。また、過去の災害においては断水で避難所のトイレが不衛生になることでトイレを我慢したり、トイレを我慢するために水分や食事を減らすことで体調を崩すということも聞いております。

現在、太子町では住民の井戸等が各地にあります。避難所になる学校にも井戸を設置してはどうでしょうか。昨年、上郡町では小学校2校に県の避難所等井戸設置事業補助金を利用して、停電時でも大丈夫なように、手押し式の災害用井戸を設置しました。また、今年度は他の近隣市でも設置されると聞いております。そこで、太子町でも避難所になる小学校等に補助制度を活用して災害用井戸を設置してはどうかと思い、質問いたします。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） まず、御質問の1番から3番までにつきまして説明させていただきます。

まず、1番目の感震ブレーカーについての研究、啓発の件でございますが、地震による火災被害は阪神・淡路大震災時には290件程度あり、7,000棟を超える住宅が被害を受けております。設

定値以上の揺れを感知したときに自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーは、その働きや効果について製品化されており、一定の成果を上げているというふうに考えております。また、平成26年3月の閣議決定において、首都直下地震緊急対策推進基本計画において、感震ブレーカー等の普及啓発の位置づけがされておりますが、まだその働きや効果については、製品にされているものの研究途上のものであるというふうに我々は考えております。そのために、まだ現在のところ積極的な啓発は行っておりません。

本町の住宅施策といたしましては、昭和56年以前に建った古い家屋の倒壊をまず防ぐということに重点を置いて、耐震化促進事業に取り組んでいるところでございます。今後は、さらに情報収集を行いながら、耐震化促進の啓発にあわせて、情報提供を住民の方々にしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の義務化でございます。これについては、内閣府、消防庁、経済産業省の連携のもとにガイドラインが作成されてはおりますけれども、消防庁や経済産業省等が普及に向けた啓発を行っておりますが、設置の義務化に関しての法令整備は、現時点では行われておりません。製品の性能や効果検証など、義務化となりますとやはり慎重な判断が求められます。本町といたしましては、国や県の動向を見ながら慎重に検討を進めていきたいというふうに考えております。

次に、感震ブレーカーの設置に補助ができないかという件でございます。

地震が原因による火災に対しての効果の有効性は認識しておりますが、まだ住民の方々の必要性の意識であったり、家屋への設置普及は進んでいないのが現状でございます。現在のところ、国での補助事業としての位置づけもされております。そのために、地方自治体が独自に助成制度を創設している状況でございます。兵庫県内におきましては、養父市が平成28年度から感震ブレーカーの設置に対しての補助を行うこととなっております。今後は近隣自治体の動向を見つつ、またどの程度の需要が見込まれるのかということも考慮した上で、補助については検討していきたいというふうに考えております。当然、ガイドライン等で定めておりますのは、やはり密集市街地というものに対して考えていくということ、啓発を進めていくということが求められているようでございまして、民間規格のほうで工作物の設計施工の維持管理検査等の指針は出ているんですけども、まだ国の基準というものが明確にされてないと、そういう中でございまして、貴重な御意見のもとに我々も今後検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、(2)の学校井戸について御答弁させていただきます。

町内には4つの小学校のうち、斑鳩小学校には井戸を設置しております。残りの3校の小学校については、御質問の中にありました県補助である避難所等井戸設置事業を活用して、平成29年度に設置することを現在検討しております。設置位置につきましては、学校側と協議し、場所によっては水脈の有無も関係しますので、十分に調査をし実施したいと考えております。また、県補助の対象となるのは、避難所となる小学校が原則であり、現在のところ対象施設以外での設置は考えておりません。また、町内には84カ所で協力井戸の登録をいただいていることがございまして、災害時での生活用水等の提供につきましては、また御協力をお願いしていくこととなっております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 まず、感震ブレーカーについてですけれども、経緯等々もわかりましたし、研

究していただけているんだなというのと、今後の運用というのはなるほどなところではあります。が、他市町でも議会としても国に意見を出そうかというような動きもあるというふうにちりと聞いたりもしております。今後、効果等々も見ていかなければというところではあるかと思うんですけども、今後そういう動きが当たり前になってきたときに、ぜひともどこから予算を出してくるのか等も含めて、研究のほうを重ねていただきたいと思うんですけども、ふるさと応援寄付金の中にも安心・安全のまちづくりというのがあるんですけども、今ここでその議論をしてもあれかもしれませんが、例えばそういう補助をするときに、そういったところから出せるのかというのが1点と、あと実際に他市町で取り組みをしている補助制度の中で、金額の高額なものから簡易的なものまで感震ブレイカーがあるんですけども、その中でも金額の一番安いものに対してのみ補助を行っている市町もあるように見ております。金額的に抑えて、少しでもそういった形で推進したほうがいいのじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 今の感震ブレイカーの件にあわせまして、他の自治体の調査をさせていただきますと、やはり昭和56年以前の要は旧耐震でつくられた建築物が問題になってまして、全壊されてそこでブレイカーが落ちずに火がつくということで、倒れないもの、要は健全な建築についてはその必要性は薄いという認識をしまして、やはりまずは、昭和56年以前の建物ということに限定されてくると思います。かつ、最初に申し上げたように、昭和56年以前の建築物の耐震化の促進という観点で、非常に細かい施策を今行ってますし、今後出前講座であったり説明会をするような予定を今しております。それは、新しい制度が今年度から新規事業で2つほど上げておりますので、それにあわせて、そういうときに感震ブレイカーというものの啓発であったり、住民の方々から意見を聞くという機会があればなというふうには、今の段階では考えております。

その財源については、今後県のほうが安心・安全とか、新社会整備交付金の中で軸をつくってくれば、そういう中でぶら下げることはできることは可能だというふうには思ってるんですけども、現段階においてはまだ制度化されておきませんので、またそういう情報収集をしていきたいと。また、養父市さんとか他の自治体がどういう財源で交付金運用をしてるのかということもまた調査をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中藪議員。

○中藪清志議員 あと、井戸の件なんですけれども、井戸の件に関しては平成29年度にとり行うということですので、そちらのほうは特にないので、そのまま引き続き事業展開していただければと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

人口減少時代のまちづくりについて伺います。

1つ目の質問としましては、(1)としまして特別指定区域制度についてでございます。

平成28年3月に太子町人口ビジョンと太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。その中で、先ほどもありましたが太子町としては、人口を2060年に3万1,000人程度を見ているということが記されておりましたが、現在での年少人口比率が高いことや、交通の便がよいという地の利を生かし、その他もろもろいろいろと要因はあると思うんですけども、減少率を低く見ているものと感じております。

その中で、雇用の創出やまちのあり方など、いろいろな要因が考えられると思うのですが、今



年度予算に計上されています立地適正化計画策定支援業務委託料などに見られますように、人口減少時代において国、県も市街化区域での公共施設や住居の集中化、それに伴う生活圏のコンパクト化を図ろうとしていると感じられます。先ほどもありましたが、もともとコンパクトなまちである太子町においても今までと同じようなまちづくりをしているわけにもいかないのではないかというふうに感じました。そこで、1つ目に今までもさまざまな質疑の中で、市街化調整区域の市街化編入のことがよく言われてきましたが、これからの人口減少時代では国、県の意向と異なり、指導等も厳しいであろうことから、市街化調整区域の市街化編入が難しいということもある程度理解はできます。そのために、市街化調整区域への対策として特別指定区域制度があり、その条件の中でまちづくりが行える環境にあるものと考えて質問します。

1つ目に、特別指定区域制度の推進は行われているのか。

2つ目に、コミュニティーのあり方など市街化調整区域における今後の考え方はどうなんでしょうか。

括弧の2番です。市街化区域でのまちづくりについて。

市街化区域の中で新しい宅地の開発が進んでいると思いますが、太子町ではJR網干駅にも近く、国道やバイパスなど交通の要衝であり、会社へ行くのに車でも電車でも通いやすく、姫路市などの通勤圏の中で、家の価格も安いという特徴やメリットがあったと思います。しかし、英賀保や飾磨周辺の地域でも同じような条件になってきているのではないかなというふうに感じられます。そうすると、少しでも職場に近い姫路市に自宅を建てたいと思う人が増えるのではないかと考えております。比較検討されて選ばれなくなり、流出者が増え、流入者や若者が減る可能性も出てきます。単純に、新築が建ったら転入者や地元で根づいた人が増える時代ではなく、太子町に住みたいと思ってもらえる良好な居住環境の整備が必要になってきているのではないかというふうに思うのですが、その中で1つ目に、市街化区域でのまちづくりについての方向性はどのように考えているのか。2つ目に、地区計画等を活用して良好な居住環境の整備を進めている、また、今後進める予定の地域はあるのか、この点を伺います。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） それでは、御質問の4点につきまして続きに説明させていただきます。

まず、1点目の特別指定区域制度の推進でございます。

本町におきましては、平成18年3月に市街化調整区域を含む大半の自治会区域に地縁者住宅区域を設定しております。また、太子竜野バイパスの各ランプ付近には、流通業務区域を、あと阿曾、松尾には新規居住者の住宅区域を設定しております。地縁者の住宅区域につきましては、平成18年5月に廃止された既存宅地制度の代替措置の1つとして、市街化調整区域における主要な許可要件として、延べ137軒の住宅建築に活用されております。

流通業務区域においても、阿曾、松尾の2地区で運送業の許可が1件、走行業の許可が3件の許可実績があり、ランプ周辺の利便性を生かした土地利用に寄与していると思っております。

特別指定区域は、平成27年度の制度改正によりまして、従前の区域が再編されて、地域の課題に応じた土地利用が可能となっております。具体的には、まちづくり協議会が土地利用計画に定めることによりまして許可を受けられなかった店舗などが立地できるような地域活力活性化区域、それから製造業等にかかわる雇用または就業の機会を創出する建築ができる工場等誘導区域などを設定することができるようになりました。このような制度を活用し、地域の活性化に寄与できるように検討してまいりたいと思っております。

次に、2つ目の御質問でございます。

コミュニケーションのあり方とか市街化調整区域における今後の考え方につきましては、市街化調整区域では地区外から新規住民の流入が見込めない一方、既存集落の縁者を中心としたかたい結束から成るコミュニティが形成されて、意思疎通が通りやすい面もあります。この点を活用して、まちづくり協議会を設立して、地域特性に沿った土地利用計画を定めて、個別に目的型の特別指定区域を設定することや、地域と学校の連携による交流など土地利用以外の要素での活性化を図ることができるものと考えております。今後は、制度改正によってパッケージ化された特別指定区域の制度をツールとして使いながら、市街化調整区域の持つ特性や利点を生かしながら、よりコミュニティのある地域の活性化につなげていきたいと考えております。

次の市街化区域についてのまちづくりでございます。

本町の近年の住宅状況を見てみますと、教育環境や利便性の高さなどから、賃貸住宅に住んでみて、引き続き戸建て住宅を求めて住みたいと思われるケースが多くなっているというふうを考えております。民間の宅地開発事業が住居系地域を中心に行われておりますが、小規模な開発が多くなったことにより、袋状の道路や公園整備の義務がないケースが多くなっております。また、道路等のインフラ整備が遅れた地域では、開発不適合地として有効な土地利用ができないケースも出てきております。今後は、市街化の促進と計画的な基盤整備を進めるために、一定規模以上の土地区画整理事業の実施を地権者に啓発し、あわせて地区計画により最低敷地面積や建物の形態、色彩制限により、ほかとは違う良好な住環境の町並みを増やすことにより、まちへの愛着や誇りを持ってもらえることによる定住促進に努めたいというふうと考えております。

また一方で、立地適正化計画の策定に当たり、JR網干駅と各バス停に隣接した地域を基本としながら、住民や都市生活を支える都市機能誘導区域や居住誘導区域を定めながら、利便性と調和のとれた住環境を整えながら、まちのコンパクト化や効率化を図っていくことで定住促進を進めたいというふうと考えております。

最後に、地区計画を活用した良好な環境を進めているという地域はあるのかという御質問でございます。

旧宅地造成規制法により、事業認可を受けて造成されて、用途地域が無指定で建築用途の制限がない美原台地区におきましては、良好なコミュニティや住環境を維持するために、地域の課題や特性に沿った用途地域を定める地区計画制度をまちづくりの観点より啓発提案しております。さらに、まちへの愛着や誇りなど、定住意識を持ってもらえるように、地区内の住民アンケート調査も行い理解を深めるとともに、都市計画決定に向けた地区整備計画の策定に向け取り組んでおります。

また、昭和40年代に開発許可を受けた住宅団地におきましても、建物の老朽化であったり住民の高齢化が進んでおりまして、今後空き家が増加するものと懸念しております。そのような地区におきましても、地区計画制度を活用することによりまして、地域特性を生かした魅力的な住宅地の再生を図り、新規居住者の流入や定住促進につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中藪議員。

○中藪清志議員 1番、特別指定区域制度の推進についてなんですけれども、その中でなんですけど、現在行っている中での課題ですとか、今後新たに指定を考えているところはあるのか問います。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 開発行為の抑制をしているのが市街化調整区域でございますが、自然環境や林業の生産環境の保全と、無秩序な市街化を防止する役割を果たしております。片

や、その反面、人口減少や産業が衰退している、また土地の既得権等による開発行為によって宅地と農地が混在するなど、土地利用の混乱が生じている地域が見られております。特に、本町におきましてもそういうことを懸念しておりまして、新たに沖代地区等で現在、まちづくり協議会を立ち上げる啓発を行い、また出前講座等も行っているところであります。特に、やはり既存宅地制度によって線引き前に建てられた工場であったり、既得権のあるものが住宅地との混在による地域がかなり見られていると、そういうものを今後、地区計画等によって修正をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 それとあわせて、コミュニティーのあり方などのほうなんですけれども、考え方という中で、市街化調整区域の人口減少の対策については有効な手段であるのかなと思うんですけれども、それとあわせてコミュニティーを維持するための具体的なものというか、何かそういったことは考えられるんでしょうか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 今現在、市街化調整区域においてコミュニティー維持、人口減対策というのは、新規居住者区域をつくりまして、松尾地域と阿曾地域で昔あった人口まで戻すという施策を行っております。ところが、市街化区域自体の地価の下落等によって、市街化調整区域での宅地に付加価値をつけることが困難な状況にありまして、その2地区とも事業化に至っていない状況でございます。単に市街化調整区域を拡大して、緩めて、住宅を建てられるようにしても住みつくという時代ではなくて、そこへの付加価値がないと、それからコミュニティーがある程度とれる一体的な団地形成がされないと、なかなか住んでももらえないという状況が見てとれるということでありまして、やはり今現在地縁者住宅区域を見ますと、それは安定して年間20件ぐらいの地縁者の方が住宅を建てられていると。やはり、その家系の継承であったり、住みなれた場所でのコミュニティーがとりやすいという安心感、そういう観点からUターンでの安定した住宅需要がございます。

そういう中で、やはりコミュニティーの構築というのは非常に重要だなというふうに思っております。特に人口減対策においては地縁者をやはり基本として動いていくというのが、市街化調整区域を保全しながら、地域を守りながら、地域の活性化を図ることが基本であるのではないかなというふうに思っています。特に近年感じていることは、市街化調整区域で新規居住者区域を設定しましても、金融機関がなかなかお金を貸してくれないとか、やはり転売性であるとか利便性であるとか、便利な場所に人が住み着くということをやったりどうしても優先的にされて、昔のように市街化調整区域が安いからそこに住むという時代ではなくなったなというふうに私は感じております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 市街化調整区域で地縁者住宅の件が出てたんですけれども、そこでの地縁者住宅を建てるための規制、結構イメージ的にすごく厳しいのではないかなというふうに感じてるんですけれども、そのあたりはいかがですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 御指摘のとおり、私もそれは多少感じる部分もございまして。というのが、やはり市街化調整区域に通算10年お住まいという条件、それから今現在貸家なりに住まれて困っておられると、住宅に困っておられるという条件、それから購入される場所が、その小

学校区内に10年居住してないとかだめよという、字をまたいでもいいんですけど、そういうふうな規制の厳しさがあります。それはなぜかという、コミュニティの維持ができますかということなんですね。例えば石海の方が太田に住むということが、それで本当にコミュニティがとれるかということが、やはり県、国が言っていて、やはり1つの校区というのが一単位になってきて、そういう考え方があります。それも今順次規制緩和になってきておりますし、コミュニティのあり方というものも、また行政側がいろいろと仕掛けていくことによって変わっていくのではないかなと。だから、コンパクトシティまたは立地適正化計画の中で、そういうことも十分に議論していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 わかりました、その件に関してはあれなんですけど。

2つ目の(2)のほうなんですけれども、市街化区域でのまちづくりについての方向性というふうな質問をさせてもらったんですが、その中で、またちょっと同じような内容になってしまうかもしれないんですけど、立地適正化計画があるかと思うんですが、基本的には何を定め、それが定住促進につながっていくのかどうかというところの確認と、現在市街化区域内で、先ほど美原台のお話が出たと思うんですけど、市街化調整区域である美原台でそういったことを定めていくのには、何かメリットがあるのかというのをお願いします。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 急激な人口減少の背景の中でコンパクトシティという言葉が出てきて、今現在それに向かってどの自治体も取り組み、それに沿っていかないと交付金ももらえないという時代背景になってきました。そういう中でも、太子町は従来からコンパクトなまちであると。それを生かしながら、居住誘導区域それから都市機能誘導区域という、この2点は絶対条件で定めないとけないという決まりになってます。居住誘導区域というものは、市街化調整区域は別としまして、市街化区域内に住んでおられる方をもう少しコンパクトに住ませようと、ここへ住むところを誘導していこうという、居住エリアを設定するものでございます。それから、都市機能誘導区域というものは、例えば医療機関であったり福祉であったり、商業用施設をこういうところに誘導していこうと、市街化区域内でもある程度エリアを決めていこうと、そういうエリアを決めることによってまちの集約化を図り、そして利便性を高め、歩いてまちに行けるような、歩いて動けるような、そういう空間をつくっていこうというのが国が言ってる理想であります。ただし、太子町においてはそれを全て当てはめるのではなくて、そういうのを基本にしなが、今年度と来年度、2カ年にわたりまして住民の方々の意見を聞きながら、また内部での調整を図りながらこれをまとめていきたいというふうに考えております。

それから次に、地区計画におきましては、美原台についてでございますけども、美原台においては今現在無指定地域であるので、どんな建築物でも建てることができます。例えば、3つの団地を寄せてパチンコ屋をつくろうとか、例えばホテルをつくろうとか、そういったことができる地域になってます。そういうことは皆さんお気づきではなくて、いざそういうものが来る段階において、こんなもん来たら困る——要は許可しないしてほしいという要望が上がってくるんですね。その前に、未然に住民にそういうことの地域ですよという周知をして、今良好な潤いのある環境の維持保全をしてもらおうと。そういうことによって財産価値を上げ、そして定住促進につながったり自分のまち意識が生まれると、そういったことへの働きかけを我々が今やっているところであります。そういうことが1つ例題になって、ほかの地域に飛び火して、太子町全域の中で市街化調整区域の地区計画というもののよさがわかっていただいて、広まっていかないかない

うふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 僕も太子町を見渡した中で、これはあくまでも個人的なイメージなんですけれど、イオンの周辺にあるような住宅、道路とかも整備されて、ある程度の大きさのある戸建てが建っている住宅地があると思うんですけれども、そういったものがやはり町内に増えてくると、さらに定住促進につながってくるのかなというふうに感じているんですけども、それが1つの今までとは違う形になってくるのかなというふうに、今部長の答弁の中でも少し感じたんですが、先ほどほかの質疑の中にもあったように、太子ブランドを確立させて、太子町に住んでもらうため、定住促進になってくるかと思うんですけれども、今回質問しているハード面のみだけでは難しいと思うんです。本日の通告にはないのでソフト面のことはここでは述べませんが、太子町に住みたいですとか、太子町に住んでよかったと思えるようなまちづくりが大切だと思うんですけれども、そのあたりを町長はどういうふうにお考えなのかというのを聞きたいんですけれども、お願いします。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（北川嘉明） 本日のそれぞれの議員さんの質問の中にもありますように、本町の歴史的な特性を生かしてこのまちづくりを進めていかなければならないなと思っております。特に、平成28年度は地域創生、地方創生元年とも言われております。太子町は今でも西播磨の中できらりと光るまちであります。それをずっと続けていくために、議員さんの意見や各方面の皆さんの意見を聞きながら、住んでよかった、住み続けたい、住んでみたい、いろんな思いを持ってもらえるようなまちづくりに、1つ1つ取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも御理解よろしく願いたいと思っております。

以上です。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 最後にもう1つだけなんですけれども、太子町、若いまちであるということや、先ほどもありましたが、「きらりと光る」というところでの内容があったと思うんですけれども、この若いまち太子町ならではの、やはり住民からも、そして周りの他市町からも「太子町、やるな」というふうな形で言われるようなまちづくりだったりとか、まちになったらいいなというふう思うんですけれども、そこに関しては町長、どう思われますか。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（北川嘉明） 先ほどから答弁させていただいてますように、西播磨の中におきまして、それぞれの首長さんから言われるのは、太子町はうらやましいなというようなことをちょくちょく今地域創生の中でお話をいただいております。そういった他市町とのバランスも必要ではないかなと考えております。ああいったことをやりたい、こういったことをやりたいということを申し上げたいんですが、やはり全体のバランスを考えながら、太子町は西播磨の中できらりと光るまちであり、また電車で言ったら機関車のような感じで進んでいきたいなと思っております。小さな施策については、それぞれまた議員さん、いろいろと御意見をお持ちであろうし、また職員も考えておりますので、そういったものを大切にしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清原良典） 中裁議員。

○中裁清志議員 わかりました。これで私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（清原良典） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 2 時56分）

（再開 午後 3 時10分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 11番吉田日出夫、通告に従い一般質問をします。

私も質問をきっちりさせてもらおうと思ったら、この1番のやつは皆さんがやってくれたんで割愛ができるという形で、スムーズに進めたいと思っております。

それではまいります。

1番、安全・安心で活力のあるまちづくりについて。

町民が安全で安心に生活できる総合戦略を推進するには、国、県の確実な情報を入手し、計画的に調査、検討を実施した上での予算の確保、優先順位を決定し確実に実行することが重要であることは言うまでもないことである。現在問題になっている課題及び、その他の1件に関し質問をします。

まず1番、これ冒頭に言いましたように、雨水冠水の問題ですけども、詳細は午前中の平田議員の内容でほぼ確認はできたと思うんですけども、私が1点お聞きしたいのは、まず予算をとっていろいろと検討という形を進めてもらっておるんですけども、この問題に関しては、やはり住民の声とか、また今言う形だけではなく、もう従来からずっと言われてきてる問題だと思うんですよ。だから、私から言わせてもらったら、何を今さら調査、検討やという形を思わんことはないんです。そういう意味からいまして、この仕様の整備、それから施工の開始、こら辺が本当にいつ仕様の整備が終わって、また施工が開始して、この工事はいつ完了するのか。今期中に完了するのか、そこら辺をお聞かせ願いたいです。

2番、総合戦略に関して現在、国、県の各事業に対する補助金の提示件数及び金額の内容はどんなってるのか。この内容の①として、各事業に対する補助内容、金額などはどのような方法で伝達を受けているか。②町民に逐次伝達は確実にされているか。それから、(3)斑鳩寺庫裏復元工事に関する進捗状況は現状どうなっているか。①改修工事の組織、プロジェクトは発足完了しているのか。②現在の進捗状況及び今後の計画はどうなってるのかお教え願います。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） まず、最初の質問に対して説明させていただきます。

まず1点目の、調査完了したのかという質問でございますが、平成28年度の当初予算で雨水幹線検討業務委託を計上させていただいてまして、浸水箇所における雨水幹線整備事業について総合的な調査、検討をする予定といたしておりますが、現在は業務委託の発注準備作業の段階でありまして、委託業務の完了はしておりません。

それから、2番目、工事はいつごろからかという話でございますが、本年度は委託料のみの予算化といたしております、調査結果を検証しながら次年度以降の工事施工の検討を進める予定であります。

3番目の工事の完了めどですが、予算や施工計画など総合的な視点から調査結果を考察させていただき、最善の事業計画を立てたいというふうに考えております。施工完了のめどははっきりと申し上げることができませんが、できる限り早期完了を目指して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 2点目の総合戦略に関する事業費と内容等でございますけれども、本年3月に策定した本町の総合戦略に位置づけている事業につきましては、新たな補助要綱に基づくものとして申請するものは、地方創生加速化交付金でございます。他の事業につきましては、既存の事業の充実、深化等であり、それぞれの所属で既存の補助メニューに従い補助金の交付決定等が行われます。加速化交付金につきましては、現在交付申請手続を進めており、今議会の補正予算の中で提案し、説明させていただいたところでございます。申請が国に採択されれば、内定通知により伝達を受けます。

2点目の、町民等への伝達ということでございますけれども、総合戦略加速化交付金の採択事業につきましては、その業績を評価し、外部会議にも評価意見を求め、その内容をホームページ等で公表するということになっております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 3番目についてお答えさせていただきます。

1点目ですが、以前から懸案であった斑鳩寺庫裏の保存修理ですが、今年度から5カ年の予定で工事に着手することになっております。お寺と県、町が協議しながら、仮称ではありますが、斑鳩寺庫裏保存修理検討委員会を6月7日——あすですけれども——発足させるべく準備を進められています。メンバーにつきましては斑鳩寺顕彰保存会の方が6名、学識経験者3名、斑鳩寺関係者4名、教育委員会3名、このほかにオブザーバーといたしまして、県教育委員会、文化庁文化財部参事官（建造物担当）の方が予定されております。委員会では、事業の運営方針、復元年代の確認、修理、整備の方針等を検討されると聞いております。

2点目ですが、今後の計画は設計監理の委託契約を6月に、その後早ければ7月に工事の入札が予定されております。今後の工事の予定につきましては、まず御祈祷所と表門を12月の完了をめどに解体し、その後年明けから庫裏の解体に着手する手順となっているようでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田日出夫議員 それでは、1番でお聞きします。

一応先ほどのお話では、いろいろまだこれから雨水幹線に関しては、調査を含めて進められるということなんですけれども、予算の関係とかそういうこともございまして、いつ完了かということのめどは、まだないような形の答弁でございましたけれども、ただ、申し上げたいのは、今言ってるこの東保の中で、聖徳台、それから太子苑、東出ヶ丘、この関係で大津茂川に流れる川だけでなく、太子町ではほかにトータル的に9カ所問題のところがあるという意味合いで我々は確認しておるんですけれども、そういう意味からいうて、本当に1つ1つをやはり着実に、工期も含めてきちっと前へ進めていかないと。そら今の9カ所をやるのに、じゃあどんだけの年数がかかるんだということを私は思うんですけれども、それに対してはどうですか。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 当然、早期実現を目指して取り組んでまいる所存ではあるんですけれども、1つはやはり、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、流すというだけではなかなか整備は、今のこの都市化が進んだ中で、おっしゃるように非常に長期間のスパンがかかります。そういう意味では、今からはためるということをやったり考えていくという視点で、今公共用地であったりとかそういったところの活用をもっと積極的にできないか。それから、新社会整備交付金を使っていく関係で、やはり今回の調査をまず終えないと。いろんな案を我々腹案では持ってお

りますけども、そのルート案が本当にどれが一番費用対効果がいいのかということも検証した上で、県に、国に交付金申請をしたいというふうに思っていますので、そこについてはほかの冠水箇所も含めて、トータルに今計画を進めようとしています。だから、年次計画は当然担当にもそういう指示をしておりますので、早期に太子町全域においてどういうふうにしていくのかというのは固めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田日出夫議員 1つお聞きします。

先ほど、水をためる、雨をためるという形の内容でおっしゃっておりますけども、今市街化調整区域の龍田なんかを、人口を増やすためにやっぱりあっくら辺を市街化区域にできないかということで話は出ておりましたけども、太田で市街化区域が一杯にならないと、やっぱり市街化調整区域への移行というのはできないことで、前も本会議でもお聞きしたんですけど、そういう意味からいって、本当に太田のこの近辺で水をためるようなところがあるんですかね。まず、こちら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） まず、午前中の質問にもありましたけども、1つの施策としては市街化調整区域における調整機能というのは非常に大きなものがありまして、特に阿曽、下阿曽地区とかでは既に田んぼダムをしていただいて、堰板等も全て配備させていただいて、その効果は上がっているものというふうに認識しています。それにあわせて、市街化区域内においては学校とか幼稚園のグラウンドの下を、また駐車場の下をそういうものに活用できないかという検討をしたり、公民館の下をできないかとかという検討をしたり、大きな貯留槽は無理にしても初期貯留を一部だけでもとるだけでも全然違ってくると。だけど、今ゲリラ豪雨のように長期間の降雨による冠水というものに関しては、5年確率、10年確率での国の指導に基づいた設計を我々してしますので、冠水予想は当然あります。ただし、一番大事なものは、逃げるとかそういう意味合いにおいて、まずはゲリラ豪雨においても初期貯留というのは非常に効果があるので、それをあわせて、流すという幹線整備をあわせながら計画をするということですね。まずは計画をしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田日出夫議員 2番で、お聞きします。

今この総合戦略で地域創生ということで、太子町もこのまとめたもんが出ておりますけども、私がここでお聞きしたのは、我々斑鳩も県の交流事業のときにいろいろお世話になって、補助金を運用させてもらったんですけども、この内容自体が本当に今加速化云々の補助金ということで今お答えがあったんですけども、これ同じ項目なんですか、1つの項目なんでしょうか。というのは、この間もタケノコのところで、あるお方が新聞を見て、それから行政のほうにこういう内容があるんだけど、補助がもらえるかということで、2日か3日前にプレゼンを県民局でやったと思うんですけども、そういう意味で住民のほうで情報を確認した上で、行政にこういうことがあるんじゃないのかというて初めて動いてるようなことをお聞きしたんで、本当に行政としては、県とか国から出てるそういう情報がきちっと住民に伝えられて、本当に地域の活性化ということを言うんだったら、行政がそういうことを逆に、広報とかいろんな意味合いの内容で、ホームページとかでもっと徹底的に、こういう補助金があるから使える（聴取不能）。というのは、この内容を見ましたら、宍粟市なんかは、ダンスとかいろんな項目で出してんですわ。太子町は



初めて今回1件だけ、タケノコ組合がプロジェクトとして出して、今プレゼンをやったという形が出たんですよ。そういう意味からいうと、太子町はそういう補助金に対してきちっと住民に知らしめているかということをお聞きしたいということをおっしゃっています。その件に関して。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、ちょっと御確認させていただきます。

地方創生交付金というのは、各コミュニティー、組織がやることで補助金が出る制度ではございません。これは、あくまでもそれぞれの自治体が率先して先駆的な事業としてやる場合に出るものでございまして、自治体全体が全地域に向かって取り組まなければならない、ある特定の地域だけがこういうことをやるからと補助金を出すものではございません。先ほど言いましたタケノコの云々につきましては、県の補助のコミュニティー事業か何かじゃないかと思うんです。だから、これにつきましては地域創生ではございませんので、地方創生ではございませんので、この質問ではちょっとその辺までは考えておりません。また、県のそういうコミュニティー事業につきましては、またいろんなところをもって御紹介のほうをさせていただきたいと思います。それにつきましては、連合自治会も通じて御紹介させていただきますので、またよろしく願います。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田日出夫議員 今お聞きしましたが、これは確かに県の事業ということで、私も新聞見ましたけども、そういう内容がきちっと伝えられるような形をお願いしていただきたらと思っております。

それと、3番目の斑鳩寺の庫裏の復元の内容ですけれども、一応昨年我々のお聞きした内容では、去年12月に実施設計をやって、年が明ければ今年から基本設計に入って云々という形で聞いておったんですけれども、ただ若干遅れてはおるけれども、先ほどおっしゃったように6月7日に検討委員会というのができて、これからきちっと各メンバーもおられまして進められる形ができておるんですけれども、これにはやる内容、工事の内容によってそれぞれ予算がありましたと思うんですけれども、そこら辺は何か、ここの工事までは幾ら、ここの工事までは幾らとか、そういうのは何か今出ておりますか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 一応詳細な予算というのは、我々も伺ってはいないんですけれども、総額で4億5,000万円という数字は既に議員も御存じであろうと思います。それを単純に5カ年で割って、負担利区分がお寺が3分の1、県が3分の1、町も3分の1という形で金額をもって実施すると。多分、今年度につきましては、その均等の5年分よりも若干金額は少ないとは聞いております。あと2カ年以降は、ほぼ同じような金額だろうとは思いますが、最終5年目でまたその辺はきちっとした精算の数字が出てくるのではないかと思います。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田日出夫議員 1つお聞きします。

今の構成メンバーでプロジェクトが進むんですけれども、これの推進自体は教育委員会がやはり中心になって進められるのでしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 一応太子町の教育委員会としましては、事務的な手続をするという形で、主な事業の中身は県の教育委員会と、それと申し上げた委員のメンバー、それと斑鳩寺さんとお話をされて事業を進められるものだと思います。太子町につきましては、できる事務手続は最大限一緒にさせていただくということでございます。

○議長（清原良典） 吉田議員。

○吉田日出夫議員 一応そういうことで進んでるということなんですけども、ただ斑鳩寺のまだこの庫裏だけで終わるという形ではないと思うんです。まだ次に三重の塔もいろいろ剥げてきとるし、いろんな形があると思うんで、文化財の担当の教育委員会さんもやっぱりそこら辺を、あくまでも太子町というこの太子も、聖徳太子の太子やし、やっぱり文化財保護の歴史的この斑鳩寺をきちっと守っていただくように、というのは、顕彰保存会も今までは斑鳩連合自治会が会長を兼務しておりましたけども、今は町、各4地区に順番で会長になっていただくように、太子町全部の皆さんによってこの斑鳩寺を守るという形の動きがありますので、そこら辺を皆さん御理解していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（清原良典） 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

次に、井村淳子議員。

○井村淳子議員 最後になりました、13番公明党井村淳子、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1番目、脳脊髄液減少症の対応について、2点質問をさせていただきます。

交通事故やスポーツなど、体に受けた強い衝撃で脊髄を循環する髄液が漏れ、頭痛や目まい、吐き気、思考力低下、倦怠感等のさまざまな症状を引き起こす脳脊髄液減少症は、外見からは判断できない上、医療現場において、外傷により脳脊髄液が漏れる症状は医学界では認めてこられなかったため、原因不明や異常なしとの診断をされてまいりました。

患者は症状を訴えましても、周囲に理解されないどころか怠けているのではないかと誤解されることも多く、心身ともに大きな苦痛を味わってこられました。また、健康保険を初め公的制度では認められないため、治療代は自己負担で、10万円から数十万円に上るなど、多額な費用負担が患者、家族の皆様をさらに苦しめておりました。

現在、数十万人とも推測される患者の救済へ、このたび対策が大きく前進をいたしました。厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会が、脳脊髄液減少症の治療に有効な患者自身の血液を髄液が漏れている硬膜の外側に注入して漏れを防ぐブラッドパッチ療法の保険適用を本年1月に承認をし、2月10日に正式決定をされ、同症のうち画像診断基準に基づく漏れが認められる者が対象で、この4月から保険適用が開始されております。

公明党は、これまで脳脊髄液減少症患者の支援の会や、子供支援チームの皆様と連携をし、治療法の確立やブラッドパッチ療法の保険適用が一日も早く承認されるよう、10万人以上の署名活動を初め、国会議員、地方議員が総力を挙げて支援をしてまいりました。今回の保険適用の実現は、多くの患者の皆様にとって悲願であり、今後の治療に大きな希望をもたらし、今後脳脊髄液減少症のメカニズムの解明など、研究の促進に貢献するものと期待をしております。

そこで、1点目、本町におきまして脳脊髄液減少症の症状や、医療機関及びブラッドパッチ療法が保険適用されたことと、町民への情報提供のための広報や相談窓口の設置等、具体的な取り組みを尋ねます。

次に、脳脊髄液減少症の対策の2点目ですが、平成24年7月に厚生労働省が脳脊髄液漏出症に対して、ブラッドパッチ療法を先進医療として承認をし、治療を開始させたことを受け、同年9月、文部科学省が都道府県の教育委員会等に対しましても、学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応についてを通知し、学校における事故の防止と事故後の適切な対応について、児童・生徒に頭痛や目まい等の症状が発生した場合、学校や家庭から適切な医療機関を受診させるなどの対策を示しておりますが、なかなか学校現場や地域、家庭の理解が進んで

いないのが現状でございます。

周囲の無知、無理解から、これまで事故後の児童・生徒は発症原因が不明なまま、体の不調から生活意欲、学習意欲が減退しがちとなり、それを起因とした不登校に発展する場合もありました。そこで、学校現場において児童・生徒の脳脊髄液減少症における対策に、教育委員会としてこれまでどのように取り組んできたのか、また災害共済給付制度の適用や情報提供、対象となる児童・生徒への支援について、今後の対応をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 1点目につきましては、生活福祉部のほうから御説明をさせていただきます。

脳脊髄液減少症に対しましては、兵庫県等及びホームページで広報を行っており、診断可能な医療機関の公表及び相談に対応しております。当町といたしましても、平成28年4月からブラッドパッチ療法が保険適用されたことに伴い、脳脊髄液減少症の症状、診療可能な医療機関、相談窓口についてはホームページ等で情報提供を早速行います。相談窓口としまして、太子町の管轄は龍野健康福祉事務所地域保健課が対応しているところですので、さわやか健康課が窓口となりまして、龍野健康福祉事務所そして診療可能な医療機関の御案内などさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 脳脊髄液減少症に対する取り組みでございますが、現在本町において脳脊髄液減少症の症状を訴える児童・生徒はいません。しかし、交通事故やスポーツ外傷等の後に脳脊髄液減少症と呼ばれる疾患が起り得ることは十分承知しておりますので、各学校に対してはスポーツ外傷等の事故が発生した後、児童・生徒に頭痛や目まい等の症状が見られる場合には、安静を保ちつつ、直ちに医療機関で受診させたり、保護者に連絡して医療機関の受診を促すなどの適切な対応が行われるよう周知しております。

災害共済給付制度の適用につきましては、学校管理下での事故等であることが前提ですが、日本スポーツ振興センター災害共済の適用を受けることができますので、当該受傷者があった場合は適切に対応いたします。

対象となる児童・生徒への支援につきましては、事故後の後遺症として通常の学校生活を送ることに支障が生じる場合には、その児童に適切な配慮を行うとともに、その傷病について周知の理解を図るよう各学校に対し周知しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 1番目の広報の方法。このたびのブラッドパッチ療法が保険適用されたことによりまして、平成28年4月以降、これからホームページにアップをしたいということで、私も4月に入りましてからずっと注意をしてホームページを見ておりましたが、なかなか載らないし、ちょっとどういうことかなと思ひまして、このたびこの質問をさせていただいております。

それで今回、兵庫県のホームページには常に、医療保険課ですかね、そちらのほうから入りますと脳脊髄液減少症の症状または県内で受けられる医療機関等が広報、情報も提供をされております。ただ、この太子町の住民の中でも、まだまだ数は少ないですけども、私たちも相談を受けることがあります。

平成22年でしたか、中島議員のほうからこの脳脊髄液減少症の症状、まだここまでは進んでませんでしたので、ブラッドパッチ療法が確立されていない中でしたけれども、脳脊髄液減少症の

方にも教育委員会また生活福祉部のほうにも来ていただき、どうかこの症状を理解して、また広報をしていただきたいということで、平成22年12月に質問をし、その後しばらくの間脳脊髄液減少症について理解を深めるために、ホームページにも載せていただきました。しばらくの間この間、平成22年からですから約6年たっておりますから、いつ載らなくなったのかは私も定かではありませんが、ホームページのリニューアルの更新とかありましたので、それを機会にこの脳脊髄液減少症の関係のページがなくなったのかなと勝手に解釈をしておりました。

今回、この脳脊髄液減少症についてホームページで検索をしてみますと、平成22年の一般質問またはそのときの状況を若干過去のことが、こういうことがありましたということでは出てくるんですけども、一番最新の情報が抜け落ちてまして、今後載せていただくということですけども、私たち議員ですから、いつも太子町のホームページを見て、どこの担当課でどこから入っていったら自分が目指すところにたどり着けるかということがわかるんですけども、なかなかやっぱり一般の町民の方は、ホームページを見てもまず担当課というのはわからないと思うんです。今の大きなくくりでホームページは、健康というくくりがありますので、そこを開いてみました。その健康のところからまたクリックして奥へ入っていきますと、特に一般的な施策についての説明は載ってますけども、なかなか自分の目指す情報のところまではたどり着かないというのが現状なんです。このたび、脳脊髄液の関係は4月から保険適用された一番新しいニュースでもありますので、しばらくの間だけでもトップページにこういう広報をしますよということを書いていただき、そこからまた健康のところに入ったら、兵庫県の県のホームページにも行けますよ、また龍野の保健事務所のほうにも入っていただけますよという、そういう丁寧な広報をしていただきたいと思います。さわやか健康課が窓口ということですので、そちらのホームページにまた入っていったときにも、そこからでもたどり着けるようなホームページの広報の仕方を、一度工夫をしていただきたいと思います。

兵庫県のホームページには、現在平成28年度の4月時点で21機関の病院でブラッドパッチ療法が実施でき、その中でブラッドパッチ療法が実施できるのは6機関ということにもなっております。なかなか聞きなれない言葉でありますし、脳脊髄液減少症という症状自体がまだまだ理解をされていない現状ですので、しっかりとホームページでの広報、また「広報たいし」での広報を通じて皆さんにも知っていただけるようにしていただきたいと思います。なかなか私もホームページ等のつくり方は、専門家ではありませんのでそこら辺、ほんまに町民が見ても入っていきやすい、探しやすい、そういうふうなシステムにしていきたいと思いますし、広報も「広報たいし」に載せていただきたいと思います。まずその点について答弁をお願いいたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） この御質問をいただきましたときに、さわやか健康課のほうに確認をしましたところ、ホームページがリニューアルする前までは載せてたんですけどということで、何が原因かちょっとわからないんですけども、リニューアルした時点でちょっと脱落しておったような状況です。これにつきましては申しわけないと思っております。早速すぐにアップに向けて、やりなさいという指示のほうは出しております。それと、広報につきましても、できるだけ早い段階で載せられるようにということで考えておるところです。ただ、ホームページの見方というんですか、入り方というんですか、太子町のホームページを組み立てているやり方というのがございますので、そちらのほうからちょっと教えてもらいながら、できるだけわかりやすい方法で検索できるようにということで対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 よろしくお願いいたします。

平成23年1月ぐらいからホームページのリニューアルの手前までは載ってたということですので、今回も早速また対応していただいて。なかなかやっぱり通常では出てこないこういう症状ですので、広くみんなに知っていただくためにも、またずっと載せていただいて、このリンクにすぐ行けるような工夫をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと次に、学校現場においてですけれども、現在脳脊髄液減少症の診断を受けている児童はいないということでもございました。これからいろいろな——本当に見てもわからない症状ですので、目まいや頭痛、その前に激しいスポーツがあったり、またトランペットを吹いてても、吹く力によってこの脳脊髄のところ穴があいて、トランペットを吹いてた女性がこういう症状になって、なかなかお母さんもおうちの方も、また周りに聞いてもわからず、悶々として、しまいには女子生徒が不登校になり、鬱になり、親の育て方が悪いとかいろいろ言われてきたような体験談も載っております。ですから、本当に先生方にはこの脳脊髄液減少症のことを理解していただきたいと思います。今さっき、教育長の答弁で、こういう症状が、目まいとか頭痛とかが起きた場合には、医療機関等に促す等周知をしているとおっしゃってましたけれども、この点については学校の養護教諭の先生初め、一般教諭の先生も皆さんで同じようにこの病気については、内容というんか、それを共有はしていただいているんでしょうか。それについて。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 私も平成22年の中島議員の御質問のときに、勉強不足からこういうことがあるんだろうなということが、ちょっと驚いたようなことがございます。その後、養護教諭のほうは医療機関と専門的に研修をしながら、学んできたことは学校長に報告し、職員会議で報告しながらそういう各先生方に周知できるようなシステムになっておりますので、各先生方は周知しているものと思います。

以上でございます。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 今各養護教諭だけにとどまらず、全職員の伝達もちゃんとできてるということをお聞きしまして安心しました。そのほかに、やっぱり保護者のほうにも伝えておかないと、やっぱりこの症状、みんなわからないもんですから、この保護者に向けての情報提供というものはどのようにされておられますか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 保護者のほうには、今井村議員が言われたように、広報を徹底して何度も繰り返して周知しているわけではございません。研修してきたそのときには周知いたしますが、その後何年かは多分、恐らくこの話題をあげてないんだろうかなと思います。そういう意味で、養護教諭は認識ははとるんですけども、他の保護者等または教職員等については、その辺のところは重ねて学習しているというようなことは、今のところございません。折を持って、今聞きましたら10万人にも患者さんがおられるということですので、定期的に学習や周知していくように連絡していきたいと思います、指導していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 それでは、保護者のほうにも情報提供ということで、引き続き教職員も含めてお願いをしたいと思います。

それと、ホームページの関係ですけれども、教育委員会の管理課として脳脊髄液減少症についても情報とか、また診療が可能な医療機関が閲覧できるように、それは教育委員会に出てるんじ

やなしに、こういう症状があればこのページに飛んでくださいとか、県のページに飛んでくださいとかという、そういうふうな広報もしていただきたいと思うんです。なかなか子供のことになると、やっぱり学校のほうの管理課というところに、ホームページを見た場合には入っていくと思うんです。病気とはいえ、どんな症状かわからへん中では、健康でもないしどんなかなということで、教育委員会からホームページに入って、そこからこの症状の情報に行き当たるような手当てもしていただきたいと思っておりますが、その点については可能でしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） さわやか健康課のほうがそのホームページを立ち上げていく中で、ちょっと教育委員会もあわせてその辺を一緒に協議しながら、わかりやすい方法を検討したいと思います。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 それでは、生活福祉部また教育委員会のほうもしっかりとこの件については広報をしていただきたいと思います。また、この病気になった場合、学校の中でスポーツをしたり、階段から落ちたとか子供同士でぶつかったとかという事例がもし出てきた場合には、その後の保険適用も災害給付の関係でいけるということも広報をお願いしたいと思います。学校や職場で、本当に仮病と疑われたり、先ほども言いましたけども、親の育て方が悪い、また学校に行きたくないだけではないかというような無理解と心ない言葉に苦しむ人、またなかなかこの症状がどんな原因でなってるのかわからないということから、寝たきりになって職を失ったりと、本当に患者や家族が抱える苦しみははかり知れません。

4月からこの脳脊髄液減少症の保険適用が始まりましたけれども、まだまだ一般的には知られていないこの病気の理解をさらに広めていくことが重要であると思います。

患者が安心して治療に専念できる環境整備のため、行政として情報提供並びに相談機能の充実を求めまして、この1番の質問は終了させていただきます。

次に、2番目ですけれども、学校におけるがん教育につきまして質問をさせていただきます。

がんは日本で昭和56年度より死因の第1位であり、平成26年には年間約37万人が亡くなり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている世界一のがん大国です。

平成26年度の太子町衛生統計を見ますと、平成22年から平成26年までの死因別死者総数1,309人のうち、がんで亡くなった方々は379人で28.9%を占めております。また、先日配付されました平成27年度の太子町衛生統計を見ますと、平成23年から平成27年度までの死因別死者総数1,321人のうち、がんで亡くなった方々は389人で29.4%、これも前年度よりは上がっておりますが、やはり約3割を占めているのが現状です。死因別の順位も6年連続でがんが第1位となっております。やはり、国の言われているように、がん大国であるということが、ここでも数字的には見てとれると思っております。

がん対策は、昭和59年以降10年ごとに戦略の改定を行い、施策を実施してまいりました。そして、国は平成19年4月にがん対策推進基本計画を策定いたしまして、がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会を目指してがん対策を進めてまいりました。しかし、がん検診の受診率が低く施策が遅れている等の理由から、新たにがん対策加速化プランを策定されております。がん対策加速化プランの3つの柱の中の1つであるがんの予防には、健康については子供のころから教育することが重要であり、健康と命の大切さについて学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つように教育することが重要である。学校におけるがん教育においては、これまでも児童・生徒に応じた教育がなされてきておりますが、がんそのものの理解やがん患者に対する理解を深め

る教育が不十分であると指摘をしております。

東京大学医学部附属病院放射線科の中川恵一准教授も、我が国ではがん死亡者数は年々増える一方だが、多くの欧米先進国では減少に転じており、日本はがん対策後進国と言える。この背景には急速な高齢化もあるが、国民ががんを知らないことが根本的な原因と考える。また、治療法の選択はまさに情報戦であると述べられております。そのため、文部科学省では平成26年度からがん教育総合支援事業を行っており、平成27年度には21地域86校で実施がされております。また、がん教育のあり方の検討委員会を立ち上げ、教材開発を行うなど、本格的ながん教育に大きくかじをとっております。

そこでお尋ねをいたします。

平成26年6月にも、太子町におけるがん教育について質問をしておりますが、この2年間の取り組み、また今後の考え方について答弁を求めたいと思います。

次に、がん教育のために校医の活用や、さわやか健康課と連携をして、医療関係者やがん患者、経験者等外部講師の活用や、教員を対象とした研修等が考えられますが、それぞれの考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） まず、第1番の太子町におけるがん教育について、今までの取り組みと今後の考え方ですが、学校現場におけるがん教育の現状については、小学校体育における保健領域、中学校保健体育における保健分野の授業の中で取り扱われており、本町の小・中学生もその学習を通して、がんについての理解を深めております。

また、過去にもお答えしているところですが、小・中学校の中には総合的な学習の時間などを活用し、外部講師による出前授業を実施し、がんに関連する学習をしております。文部科学省が、平成26年7月に設置したがん教育のあり方に関する検討会は、学校におけるがん教育のあり方についてという報告を取りまとめ、平成27年3月31日付通知を発出しております。その報告では①として、学校におけるがん教育を取り巻く状況、②として、学校におけるがん教育の基本的な考え方などが触れられております。

国は、平成27、28年度にモデル校を指定し、その2点を参考にがん教育に取り組み、平成29年度以降、全国展開することを目指しております。本町においても、こうした国の動きを注視しつつ、通常の教育課程における保健の授業によるがん教育の充実に努めてまいります。

2点目の御質問ですが、議員の御指摘どおり、先ほどお答えした文部科学省の報告によれば、がん教育の今後の検討課題として、1として外部講師の確保など、2としまして研修などが上がっております。がん教育の出前授業などを行っていく場合は、当然ながらがんの専門家の確保が重要であり、さわやか健康課を含め各関係機関との連携や今後作成が検討されているがん患者、がん経験者のリストなどを活用した情報共有により、外部講師の確保が可能であると考えられます。

今後の国、県の動きも注視しつつ、文部科学省の外部講師を用いたがん教育ガイドラインなども参考にし、がん教育の推進のための外部講師の活用について研究を進めてまいります。また、管理職を含めた教職員に対する研修ですが、県教育委員会が市町教育委員会や学校保健担当者などを対象に、がん教育に関する研修会を開催しております。

こうした研修を教職員が受講し、その研究成果を授業への活用に資するため、各学校に積極的に受講を促してまいります。

以上でございます。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 2年前に比べましたら大分進展をしていると、このように思いました。2年前は学校におけるがん教育自体についてもなかなか理解がされていないと私は感じておりました。その後2年間の間に、いろいろと国からも通達もあったことは確かですけれども、それに対して積極的に先進として取り組んでいるところ、また傍観者的に、どうせ国から平成29年度からするんだから、別に今は何もしなくてもいいわというような両方の考え方に国全体としては分かれていたと思います。今回、そのがん対策加速化プランの中で、はっきりとこのがん教育については明示をされ、今教育長が言われたように、しっかりとこのがん教育に取り組むことによって、これからの——今がんの受診者、かなり低いです。太子町におきましても国の50%という目的にはなかなか達しない、ほど遠い現状であります。ですので、子供のころから、がんは誰でもなり得る病気である、怖くはない、しっかりと立ち向かっていけば治る病気である、だからこそ検診をして早いうちに早期発見、早期治療を始めることが大事だということを、このがん教育の中で子供に教えていくということが、文部科学省のほうからも流れ的に、このように変わってきたと私は思っております。

今回質問は、前から2年たっているんですけども、先生方が研修会に参加をされたというようなデータというか、それはあるんでしょうか。養護教育の先生または保健関係の先生方が中心になるかもしれませんが、教師が率先して研修会等に参加し、ということ平成26年6月に教育長はおっしゃっておられます。その間そういう研修会にはどのような形で参加をされ、みんな情報共有されてきたのか、それについて答弁をお願いいたします。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 一番、近々の研修ですが、この平成28年2月1日、兵庫県民会館11階のパルテホールというところで、平成27年度がん教育に関する研修会等が教育委員会並びに養護教諭等、全部言わせていただきましたら、各教育事務所担当者、各市町組合教育委員会担当者、県立学校保健部長会、県保健主事会、県養護教諭研究会連盟各会員、県立学校教職員等々にわたって集められて研修をしております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 この年明けに、兵庫県の教育委員会が教員向けに、がん教育の研究会を開催されたということは私も知っておりました。どういう先生が、太子町から何人ぐらいの先生が参加されたのかなと思うんですけども、全体として120名の方がその研修会に参加されたということはお聞きをしておりますが、何人ぐらい太子町から参加をされたんでしょうか。また、参加をされた後、ほかの先生に対して、研修会の報告会とか、そういう情報を共有するための会議は開かれたんでしょうか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 養護教諭がどれだけ参加したか等は調べておりません。本教育委員会の事務所からは1人が参加いたしております。その県の資料をもちまして、今度養護教諭に間いまして、資料がなければその資料を渡したいと思っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 せっかく研修に参加された代表の方でありますので、その内容についてもがん教育の研究ということでしたから、情報の共有をお願いしたいと思います。また、がん教育の実施に当たっては、先ほども教育長が言われてましたさわやか健康課と連携をとりながら、外部の講師またがんの専門家、そういう方との連携をとっていく必要があるということで、前向き



な答弁でございましたが、今回なかなか狭い太子町で、また揖龍の関係で先生方の確保というのはやっぱり学校が、太子町だけに限らず、またたつの市もということでかなり数が増えてくるので、なかなかこの揖龍の中でそれぞれの学校に先生方をお呼びすれば、できれば一番いいんですけども、そういう場合もできないことがあると思いますけれども、文部科学省のホームページには平成28年4月、最近ですけど、がん教育推進のための教材というものも載っておりました。がん教育の効果的な指導が行える補助教材がアップをされております。また、公益財団法人日本対がん協会のホームページには、中学校への出張授業を行ったり、がん教育のためのDVDの教材の提供、またドクターを招いての講義等も行っているということが載っておりました。調べてみましたら、先進で神戸とかほかに大阪とか、されてるところは日本対がん協会に派遣を依頼して、がん教育をしてもらっているという部分もありました。ですから、そういうのも外部の確保までには大分手間取るかもしれません、いろんな連携をしないといけませんから。一度、文部科学省また公益財団法人、そういうホームページも見ていただいて、そこがこのがん教育に対するいろいろなノウハウを提供しておりますので、その利用も大事だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（清原良典） 教育長。

○教育長（寺田寛文） あくまでも、先ほど言わせていただきましたように、この平成28年度までが文科省等々が各学校での現場での指導方法等、材料を集めまして、新たに平成29年度から学習指導要領の改訂が始まってまいります。その中に確実にこの教育は取り入れられていくものと思います。ですので、今議員がおっしゃったように、各学校にはがん教育推進のための教材として、このぺらぺらな薄いものが来ておりますが、私も見せていただいたらなかなか充実したものでございます。あくまでも、学校現場ではがん教育だけに取り組むんじゃなくて、健康や命の大切さの中の認識をさせていくというような大きな健康教育というものの中に、がん教育を取り入れた教育を含めていくというようなものに認識して指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 本当にこの平成28年から平成29年にかけて、また大きくがん教育も含めて、いろいろと変わってくると思います。先ほども言いましたけども、がんは誰でも罹患する可能性がある疾病であるにもかかわらず、がんについては学ぶ機会がなかった。ある程度、生活習慣病とかそういう部分では小学生また中学生におきましては、保健体育の授業とか総合の中では学んできておりますが、特化したというか、このがんの予防や早期発見の重要性が正しく理解されていないということから、またがん検診の受診率の低さにつながっているということから、今回のがん対策加速化プランにもがんの教育ということで、明示をされたと思っております。がんというのは、やっぱり自分自身がもしなった場合に死というものをすぐに連想すると思います。悲観的なイメージ、また自分自身、身近な人が罹患したときに、必要以上に落ち込んだり、またがん患者への誤った認識を持っていることから、今のがん教育の重要性が叫ばれてきました。

また、平成29年以降、このがん教育が始まることによって、家族にもがんで亡くなったり、また自身が小児性のがんを経験された方もいらっしゃるかと思いますので、そこには配慮をいただきながら、この教育を受けることによって、反対に子供から家族に、がん検診って受けなあかんのやでと、早期発見が大事やでというふうに、世代逆教育というか、そういうことが推進できることも期待できますので、太子町の学校の現場で質の高い授業ができるように、一層の努力をお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

最後の質問ですけれども、がん患者の負担軽減のため医療用ウィッグ購入費に助成をというこ

とであります。

国立がん研究センターの最新データによると、日本で生涯でがん罹患する確率は男性62%、3人に2人、女性は46%、2人に1人ががんにかかるというふうに出ています。

国のがん対策は、この2006年のがん対策基本法の成立を受けまして一気に加速をし、がん患者や経験者の生活の向上、治療と就労の両立に向けてさまざまな支援の整備が行われております。がんの治療は手術療法、放射線療法、抗がん剤療法など、化学療法を組み合わせで行われますが、放射線や抗がん剤治療は副作用として頭髪が抜けるなどの症状があらわれてきます。がん患者の中には、その副作用における髪の毛が抜けるという身体的、精神的な大きな悩みに直面をし、それが社会復帰への意欲をなくす要因になるという問題もあります。

脱毛に対応するかつら、いわゆる医療用ウィッグは、新品で2万円から20万円、中には50万円以上するものもあり、多く購入されているのは5万円台だとお聞きをしておりますが、なかなか高いため、購入をためらう人も多いようです。こういう状況の中、山形県はがん患者の精神的負担を軽減し、治療を受けながら就労を目指す患者を支援することを目的に、平成26年からこの医療用ウィッグの購入の一部助成を県内の市町と折半で1万円上限で始めております。そのほかにも秋田県能代市、神奈川県大和市、佐賀県伊万里市などが助成額は1万円から3万円の間で、独自に購入費の助成を行っております。また、ちょっと違う形ですけれども、岩手県北上市は、市民からの寄附をきっかけに、北上市のがん対策基金を創設いたしまして、基金活用事業として、がん患者の補正用具購入の助成事業で、ウィッグには3万円上限で実施をしているところであります。

そこで、太子町におきましても先進自治体の例に倣い、医療用ウィッグの購入費用の助成を検討するお考えはないかについて、当局の考え方をお聞きいたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） お答えをさせていただきます。

町といたしましても、がん患者が安心して暮らし続けるための悩みや、経済的な負担軽減については必要性を感じており、いろんな方面から手助けができればと、対応を行っているところでございます。そういった中で、医療用ウィッグについてですが、医療用ウィッグ使用者は、がん患者に特に多いとのことですが、手術後そしてアレルギーあるいは脱毛症といったがん以外の病気等による患者さんも使用しておられるのが現状でございます。

購入経費の助成につきましては、購入費が高額になるものもあることは承知しておりますが、がん患者のみに助成を特定する必要性及び医療として用いられる場合の需要に対する調査を行い、また全国には、わずかですが既にもう実施している市町もあるようですので、先ほども申しましたとおり、需要と近隣市町の動向を見きわめながら、今後調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 これから調査をされるということの答弁をいただきました。

兵庫県ではしているところはあるかどうかは御存じですか。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） いろいろ調べてみましたが、先ほどおっしゃったまちぐらいで、あとはまだ調査研究中といったところがほとんどでございました。

○井村淳子議員 はい。そのとおりです。兵庫県はまだしているところはありません。先ほど言ったところが大体……。

○議長（清原良典） 井村議員。

済んません、挙手してください。

○井村淳子議員 済いませぬ。

議長。

○議長（清原良典） 井村議員。

○井村淳子議員 そのとおり、先ほど三輪部長が言われたように、近隣というのは本当にしてありません。何か飛び飛びで、北海道であったり九州であったり、東京都の近くだったり、そういうところが行っております。しかしながら、私も今回この相談を受けたことがあるんです。がん患者の方が太子町に住んでおられて、実際に乳がんの末期と診断をされて、手術をし、治療を受けた方からお話を伺いました。医療用ウィッグの助成はありませんかということで、私も調べたらやっぱりなかなかしていないところが多かったんですけども、やっぱり住民からの声ですので、届けようと思ってさせていただいております。その方は、手術後退院をいたしまして、2週間に1回抗がん剤の治療を行い、またつらい中、投薬などの経済的負担も保険適用でされても、毎回約1万円ぐらい薬と治療のほうにかかって、その上また2カ月ぐらいしたら、頭の毛が抜けてくる。そんな中で、抗がん剤の治療中は、病院にいてる間はボランティアの人が古いタオルでつくった、姉さん巻きみたいなかぶり物を提供していただけるそうなんですけれども、自宅に帰ってからまた通院をする場合に、やっぱりタオルでつくったものは恥ずかしい。なかなか行けないということでウィッグを買うことになった。その中で一番安いものでも、先ほども言いましたけども5万円かかる。そのウィッグを購入しないと外へも出られないという状況があつて、経済的にも精神的にも大変つらい、壮絶な闘病の話を伺いました。

今回、このウィッグの助成、可能かどうかは別にいたしましても、こういう苦しんでいる人がそういう声を上げているということを知っていただき、今後そういう先進地の状況をまた調査していただきまして、検討をしていただけたらなと思っております。

昨年がんを公表いたしました、テレビでも有名な北斗晶さん、この方が、抗がん剤の治療を受けている間ずっとブログを発信されておりましたけども、この方は髪の毛が長かったので、すぐに髪の毛を全部そりまして、かつらを真っ先につくりましたと。このかつらは心のお守りなんだね、このかつらがあるだけで心を安定させてくれて、脱毛を乗り越えられるんだねというようにブログにつづられておりました。特に、女性の場合には抗がん剤の副作用で髪の毛が抜けるといふ、もう精神的なダメージになってきます。それを裏づける調査がありました。平成21年に国立がん研究センターが、がんの治療を受けている患者への調査で、抗がん剤治療による副作用でつらかったのは、男性の場合、1位が全身の痛み、2位が吐き気、そして頭髪の脱毛は18位でございました。女性の場合は、男性の1位の全身の痛みは4位で、1位はやはり頭髪の脱毛となっております。こういうデータが出ております。このことから、がん患者のウィッグは精神的な負担軽減、また療養生活への質の向上にもつながってまいります。さらに、この購入費を支援していただけるなら、経済的な負担軽減もできると思っております。

昨年、厚生労働省が発表いたしましたがん対策加速化プランの中には、がんとともに生きることを可能にする社会の構築ということで、がんの共生がうたわれております。こういう意味合いも含めて、医療用ウィッグの助成は、この治療を受けながら就職や社会復帰を目指す患者の支援になると考えますので、今三輪部長が言われました兵庫県内にはないだろうということで、今はございません。しかし、だからこそ一番最初にありました、きらりと光る太子町ということで、県内初、もしもこのウィッグの助成を考えていただき、一番にやっていただければ、2番手、3番手ではなく、県内初というイニシアチブをとって、がんを悩んで寄り添っているんですよとい

う姿勢をまた見せていただきたいと思います。そして、県内県外の自治体にも波及をさせていただきたいと思いますので、ぜひとも実現に向けて調査、検討をしていただくようお願いを申し上げます、私からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（清原良典） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（清原良典） 日程第2、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

ただいま上程中の請願第4号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月8日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さんでした。

（散会 午後4時25分）